

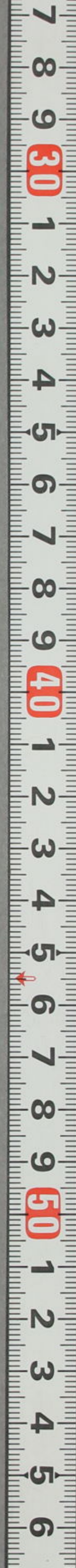


三國
傳來

善光寺如來繪詞傳

四

ハ 4
6207
4



114
6207
4



本
宇
田
川



善光寺如来繪詞傳卷四

法印大和尚位權大僧都正空纂述

こふ豊浦寺の建立日あつて成就おとこ一慶讃けいさんの供養も
事ゆゑなくとりければ馬子大臣うまこのだいじんころこひのあま
一日齋あひとまうけて惠便法師ゑべんとぞめかの三人の
尼あまかつびふ池邊直氷田氏司馬達等いけべのあまひひだうぢーむ たつとうともろが館やう小請ちやう
待まちけるこの日司馬達等の齋食さいしょくのうへふ忽然こつぜんとて
佛舍利一粒ぶつしやりいつりゅうあつたまへり一座の人々奇異きいの思おもひを

口
集
專
卷
四

かつ未曾有なりとぞ稱歎けるもなほ當日の
 願主なればその舍利と馬子大臣ふさづく大臣まうさん
 けるいつてきく佛舍利かきこと金剛のごとく
 けり人々もたてまつるとて舍利と鐵質のうへに
 おき鐵鎚もちてうちたてまつる小鐵質も鎚も摧壞
 たれども舍利ハすこしも缺たまいども水かけられて試ふ
 心ようもたまへと願もきいもなほ浮くまづたまへと
 おりよきハ即沈たまへり大臣をばめ池邊氷田
 司馬達等の三人もまのあかりこの不思議とていふ

佛法とぞ信じけるその翌年乙巳の二月大野の丘の北に
 おりける塔とて同月十五日ぐんの佛舍利と塔の
 柱小藏む以上日本紀

扶桑略記の説かうるときいせしめ馬子大臣塔と建て供養に
 聖徳太子御覽ありて塔ハ舍利とかくの器なり舍利かくバ塔と名
 づくべしとのたまへりこ小於て大臣三七日の間信心とてして
 祈念ける小結願の日小あさりて齋食のうへ佛舍利ありて
 いへり帝王編年記にも馬子大臣の齋食のうへ佛舍利現れ
 たまへるといなり

まゝ扶桑略記小大臣舍利と瑠璃の壺かけられて旦夕禮

僧祇律かい
 舍利ありと塔と
 うつけ舍利なき
 と支提となく

拜も舍利つぬ小壺の裏をめぐり或ときハ二三粒となり或
ときハ五六粒となり毎夜光をともから大臣いよく信心を
まゝ大會を修て塔の心下小壺をむとり

書紀通證小高市郡和田村小塔の礎石猶存とりりまゝ扶桑
舍利集ハ大野の丘は豊浦寺のひがし佛門のそころなり
今ハ元興寺これなりと云ひたりまゝハ飛鳥の本元興
寺の地その古蹟なる乎



祟と祟小作ハ誤カ

父の時まつり
神といへき脱
語カベ

まうりといへとも 勅願なくもて私の建立なれば同月廿四日
 蘇我馬子の大臣表をたてまつりて臣このごろ病小卧と
 ト者をもめて占あむるふ父のとき祭佛の供養小懈り
 めるゆゑその祟なりといふ因て 先帝もくくくとき
 ごとく 詔をうけて佛像小奉事一壽命とのべんことを
 ねがふと奏上ければ 敏達天皇このうきときこめりて
 占状のおもむきふあつて宜く父の神とまつるべし
 とて 勅許まじりける

以上日本紀取詮
 帝王編年紀これ小同ト

日本紀と按じると 敏達天皇佛法を信じたまひつどといへども人の信仰

六齋日は八日
十四 十五日 廿三日
廿九日晦日なり

この疫病も類聚
國史に記されハ
實ハ疫病といふ
べきほどのことハ
あり

この時小あつて物部尾輿の子小守屋大連といふあり
 中臣鎌子の子小勝海大夫といふあり豫てより此二人
 あつて 帝小奏聞とて佛法をつぶさんとせられどもいまだ
 そのときを得ざりしかども今年 敏達天皇の十四
 年乙巳の春あつて疫病をやりければ時こそきかれと大に
 ろろこび 水鏡帝王編年紀等 ころハ三月朔日のことなり
 守屋勝海の二臣 禁裏小まゐりて奏上けるハ何故に

これまでも臣等の言ともちひたまいざるや 考天皇
より 陛下みかどより 疫病流行やきびやうりうして國民たゞんとこれ
全またく 蘇我大臣佛法をひろむるゆゑかゝんとやく寺と
やき佛像ぶつざうをくゞきて佛法の根をたち葉を枯さざんば
あるべしと云と巧たくうて惑まどへてまつりけれむ
敏達天皇素より佛法を信まじたまひぬば右や左の御み紀も
なく即座そくざに 詔みことしてのたまはく汝等なんぢらがまうに震灼然あまやうなり
よろしく佛法を禁制きんせいせよとて天下小 宣告せんこを下し
たまひしなり

○扶桑略記ふさうりやくきいよく物部守屋の大連おのべもりや おのむらじやうびの中臣勝海
の連等蘇我大臣と嫉妬あつしし佛法を遏絶やめせんとて
奏上まうしあげていよく 先帝の御代より疫病やきびやういまだ息やまむこれ蘇我
の臣等佛法をひろむるゆゑなり宜よろく 詔みことして
天下小 禁制きんせいせよとて奉たてまつるそのとき 聖徳太子
御みかどと十四歳しよっさいより守屋勝海の二臣ふたにん因果の理とあはれ
善ぜんを修つて福ふくより惡あくを行なして禍わざはひきたるハ天地自然の
事なりいよ佛法を信まじて病災やびやうのあるべき道理だうりなし
と定めしめども守屋勝海もりや かつみこれをきかずと云く

或人いそく唐堯
のとき十の日に
稻と枯と唐旱
といひ殷湯手
盤庚まで洪水
くありと殷水
といふやうに

仁王護國般若波
羅蜜經二卷

羅什三藏譯
仁王護國般若波
羅蜜多經二卷

不空三藏譯
二本同意なりとも
いまの文ハ羅什の
波羅蜜經なりとも

○聖德太子傳曆平基親撰いそく此時聖德太子帝に奏

ちて宣く古の聖人の徳を行ふて災ふから故小唐旱殷水の

ことも自消滅と今の疫病も亦徳をもつて除べしとて

諸惡莫作衆善奉行の教を勸たまふといふとも敏達天

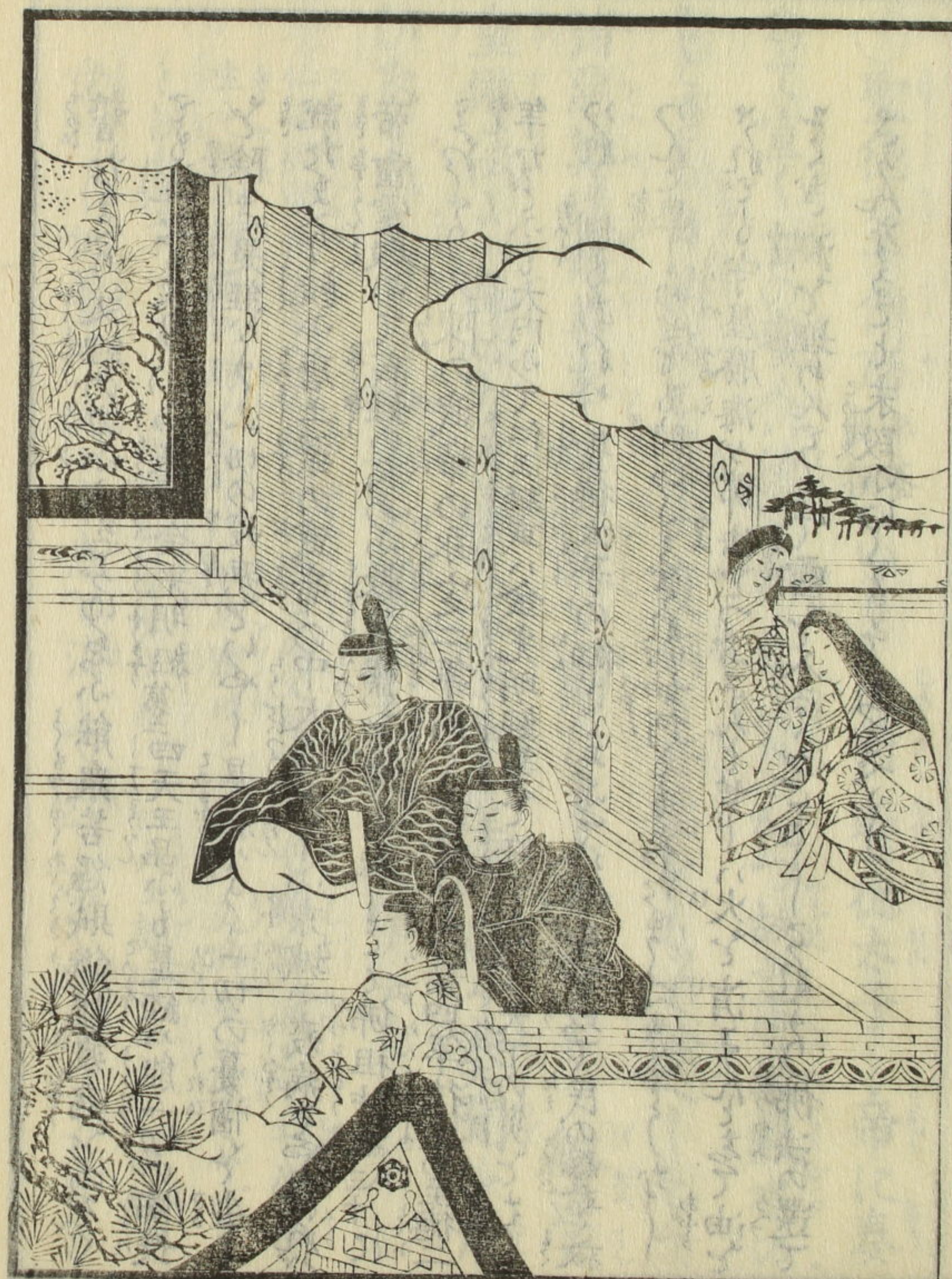
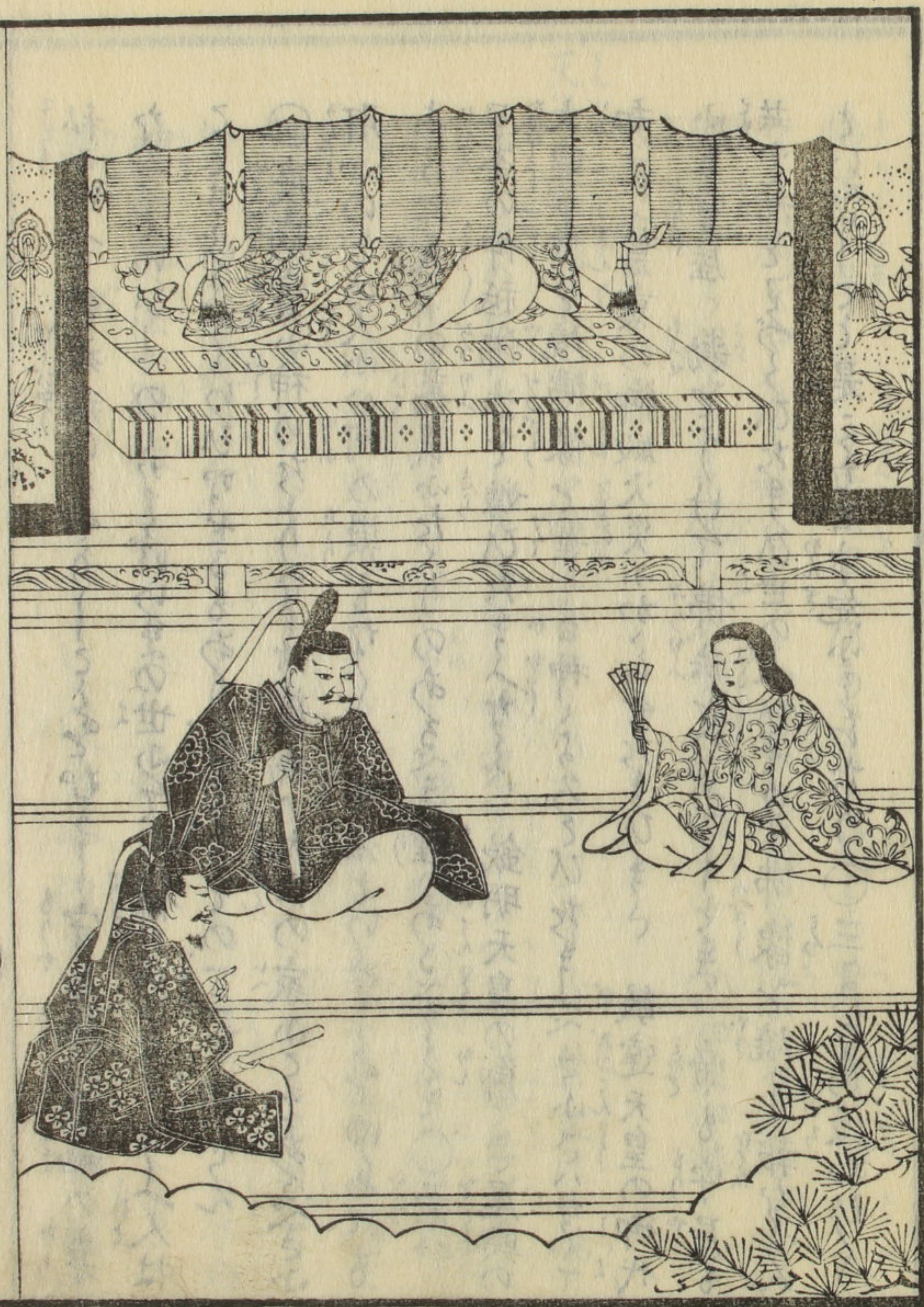
皇佛法よ御心なきゆゑ遂小守屋勝海が奏聞を用

ひたまひ天下小佛法を禁斷たまふり云く

仁王經受持品小この經ハ一切國王の父母なり七難即滅とて七福即
生と故小護國の珠とかけ如意寶珠とかけ又辟鬼の珠とかけ
と説たまひ取詮 ○金光明最勝王經第六天王護國品小この經と
受持供養せば為小衰患と消して其とて安穩なるとめんと

金光明最勝王經
十卷
義淨三藏譯
金光明經四卷
曇無讖三藏
譯

誓たまふり又經の力いそく能衆苦怨賊饑饉疫病とのぞく
ても説たまひり ○四卷の金光明經第二四天王品小是經ハ能一切の怖畏
を除き是經いそく一切の疫病といや一是經いそく一切の憂惱と去と
説たまひり既小唐土梁の武帝の中大通元年小京城小疫病をりけり
帝重雲殿のて百姓のため小救苦齋を修られしこと佛祖統紀三十に
いひり又陳の武帝の永定二年同く文帝の天嘉四年後主の至德二
年など小大内にて仁王經或ハ金光明經等を修りて天下の災とてさ
りけり例もあれば聖德太子の御ころふてハ佛法を以て民の憂を救
りんと思ひめせども時いそく如何ともあたまふべきやうなり
されども守屋勝海が佛法をつぶさんとせしハ火を消さるを油と
そぎ淵を埋めんとて雪を入るがごとしこれより佛法の還て
さうなること未段いそくあるべし



私こひひこの疫病やびやうのやりーことをむうー守屋勝海もりやうつみが神かみの祟たりなりといひーのまらばりまの世よでも佛法ぶつぽうとさー人はことささふかくひなせるもあり因よて今いまその一二いちにと辨はんせん○疫病やびやう實じつ小神こかみのたりなむ蘇我そがの大臣だいじんの家いへこそあるべき小肝心くかんのその人ひと小何こなんの祟たりもなうて佛法ぶつぽうといふことをゆめにもあうぬ天下てんかの萬民ばんみん小たりのあるべき理りあるべきこと○二ふハ日本の神祇しんぎ佛法ぶつぽうと嫌きらひたまふなむ大連おほのつら寺でらと焼佛像やうぶつざうと棄すてー日神ひかみよろこびたまふべきふさハなうて却くて禁裏きんりの御殿ごでん火災かさい小かゝせたまひまへ敏達天皇みだつてんの御代ごだい小も守屋もりや勅あむせとうけて佛法ぶつぽうとつゞせーと帝みかども守屋もりや共小瘡くさとこづゝひたまひ世よの人ひとひそふ佛像ぶつざうと焼やー報はうなりんといひーこと是これな日本紀にほんぎ小なり○三ふハその後のちひく

佛法ぶつぽう繁昌はんしやうして日本國中にほんこくちう小ひろまるといへども曾かつて疫病やびやうの沙汰さたなりハ何なんぞやもー神かみもそめい崇たうたれども後のち小たうらんとしを神かみのちう弱じやくくして佛法ぶつぽうの繁昌はんしやう小及およぶるう○四ふハ伊勢いせ太神宮たかみハ天子てんしの宗廟そうぼうなり神かみも佛法ぶつぽうとさゝひたまふなむ禁裏きんりにも佛法ぶつぽうと宗そうめたまふもさき小及およて禁裏きんり年中ねんぢうの公事こうじ小佛法ぶつぽうとめて恒例こうれいとたまふことなる多おほハ事根源じこんげん江家えけ○五ふハ日本にほんハ神かみ國くにやれども佛法ぶつぽうの宗旨しゆしさきもの一日いちにちもこの邦くに小止住とめぞうことを得えぞ神かみハ佛法ぶつぽうとさゝひたまふも一天下いつてんか滔たうとして斯かくめごとく成なりたりといへど神かみの威勢いせいハ一向いけうなまざごとく是等これらうどもつて考かんふれハ日本にほんの神祇しんぎ佛法ぶつぽう小歸依きゐたまふこと炳馬へうばなり昌さう為ためこのときこの疫病やびやうと神かみのたうりなりといふべしや況げんや類聚るいこ國史こくし疫疾えきしつの

巻まきふも 欽明きんめい 敏達びんたつ兩朝りやうしやうの疫病やくびやうを載のせざれば格別かくべつのことことふは
あゝとてとあるべしとて守屋勝海もりやかつみが仰山きやうざんふまうとて
帝みかどを惑まどへたてまつりしこととて

○因かりゝむろゝ釋迦如来大集經と説たまふとき四天王勅
 きて十方一切の神々を驅めてことごとく會上ふめゝせたまひ如来
 告てのたまふく将来の佛法を汝等に附属よろしく守護べしと
 あふせありければそのとき梵天帝釋とてめ一切の諸天一切の神
 祇の佛の勅をうけて合掌禮拜してなぐく如来の正法を護持
 て失滅なうゝと誓ひたまへること彼經よりいなり然とき
 は日本の神祇世尊の御在世におられたまひ止むる實に數萬歳
 のむろゝろ天地の間ふまゝと御神なれば何ぞそれ漏たさる
 べきやとればこそ

てんきうきうだいおんきう

天照皇太神宮もかねてよろこの法をまゐりめされ佛法い

○神主六上首の号
勅許の職なり

○神部ハ神官の
えいものとねぎ

惣名なり

○物忌荒木田等の
名ハ御鎮座傳記
にこのこれ神宮の
重鑑方り
八十氏ハ神官の
姓の多いといふ

詔ありしこと寶基本紀小載られたり

無量壽經の言はく苦心誨諭教令修善隨器開導授與經法と云ふ寶基

本紀の
神勅蓋ての經文と示しなまふなり
御經ハ隨器開導授與經法

とあるを寶基本紀の隨器授法の四字かちめたるのとその餘、今

御經と同

この寶基本紀といふ神藏十二卷の一として調の御倉御正躰

の御假櫃ふとまじりある神書なり其神藏十二卷といふ

○天照坐伊勢二所皇太神宮御鎮座次第記
一名阿波良波記

○豐受皇太神宮御鎮座本紀一名飛鳥本紀

○伊勢二所皇太神宮御鎮座傳記一名大田命訓傳

○倭姬世記一名大神宮本紀

○造伊勢二所皇太神宮寶基本紀

以上五部と神道五部の書とをくづく

○天口事書 ○古老口實傳 ○御奉仕記 ○御鎮座本紀

○機殿規式帳 ○心御柱記 ○神鳳鈔

以上七部以上の五部を合して神藏十二卷とす

○調の御倉とい伊勢參宮名所圖會の御調倉ハ廳舎の西あり

御正印をそめ所より奉調物を納る倉なりとい

○御假櫃ハ或説ハ漢櫃のこととい

まゝ 聖武天皇天平十四年十一月三日右大臣橘の諸兄公と

勅使として東大寺御建立のことと

皇太神宮ふまうさせたまふとき同き十一日の夜 帝の御夢ふ

日輪ハ大日如來かり衆生これと悟りて佛法ハ歸依とて

告たふこと太神宮諸雜事記ふあるされたり

今り

天照太神の御名と大日靈貴といひ大日の梵語と摩訶毘盧遮那佛

といふこれ即大毘盧遮那佛かり神皇正統紀ハ神代ハ梵語ハ通

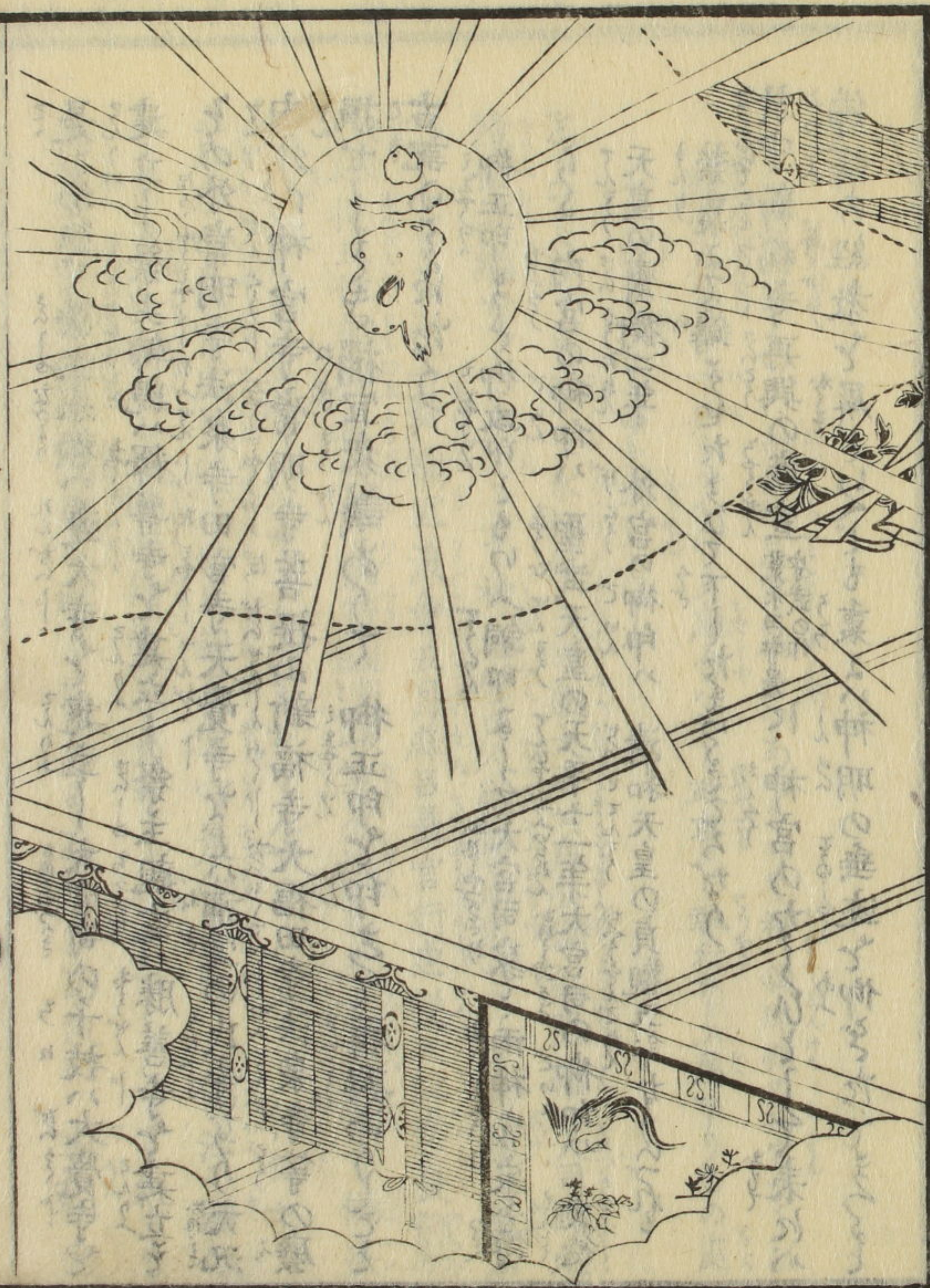
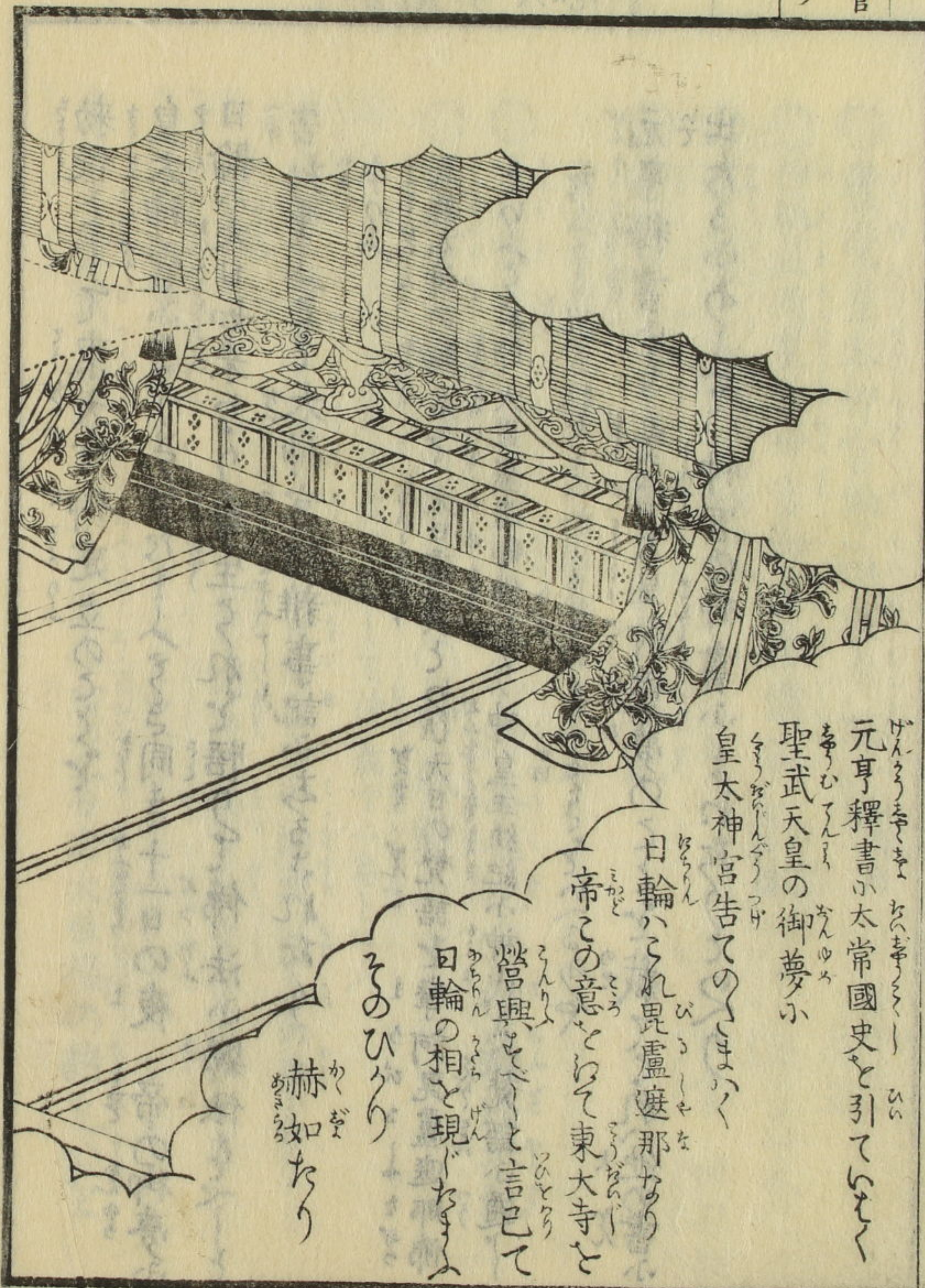
たふと記されたるハかる類のまゝ多とといへるや

元亨釋書ふも 聖武天皇御靈夢のことを載てこれハ他の書ふ

出たるふあゝと 神宮の神書ふまゝなりとい

大日弥陀異名
同轉といハ眞
言の常談なり
沙石集ハ弥勒ハ
胎藏の大日弥陀
ハ金剛の大日と
い

太常神祇官
の唐名なり



是かおひて祭主永頼ハ蓮大寺と建立一^{大宮司の子枝ハ大覺寺と}
建立一^{祭主輔親ハ釋尊寺と建立一^{祭主親定ハ勝善寺と建立と}}
その外常明寺法泉寺田宮寺天覺寺などハ禰宜の氏寺なり大況
内外の神宮寺常明寺菩提山新福寺大福田寺法泉寺等の廢
損せしとき禰宜衆議ありて御正印を印きて再興ありしこと
古記ふりたり

御正印も御政印ともハ銅印として大宮司家と兩神宮家ハ傳
らる内宮の御印ハ聖武天皇の天平十一年大宮司の御印ハ文德
天皇の齋衡二年外宮の御印ハ清和天皇の貞觀五年なりいづれも
禁裏にて鑄せられたるひて下したまはつてこころなり

於中新福寺再興の廳宣^{荒木田守晨}に神宮のわきひとして表にハ
佛法の經教を屏といへども裏ハ神明の垂迹を仰ぎたてまつると

り

この廳宣といハ禰宜物忌等廳舎にあつたりて神領郡縣の祠官おらび
職掌人等と下知するといハ廳舎ハもと政事を執行する屋なりこの處
より出で文をゆるぎ廳宣といふ

どうのそやうと祭主永頼祭主輔親大司公房公衡能隆權の太司國元
隆世為繼々と始めて神祇官の人剃髮出家せしもの擧て數ふ
べりいざし一員禰宜渡會五月麻呂長官行忠三位常良^{常良}
長官^{おの}三位朝棟三位家行^{村松の長官}等の撰たる書籍嘗て佛法
と外小せむ豈當外小せざるのそやうやういふく信仰せり
荒木田長官成長三位氏經長官守晨守武等も佛法ハ歸依
せしる大凡古人ハ偏頗猜忌のころなり今ハあつていざれども
神書の中佛語を須ひられしころもあつてあれば本朝の

常昌長官のこと
ハ勢州往生驗記
にとも
村松の長官ハ神
道簡要といふ
書をあつて
阿字の夢想と
記せる人なり

姓ハ龍氏ハ龍道
尚食書齋の號
伊勢山田の人なり
家世ハ神官職なり
神道ハもとあつて
道且居士といふ
傳ハ扶桑往來傳及
勢州往來記に見
たり

神ハ佛法ハ歸依あらまこと目撃してあるべし
神書の中佛語をひりぬことハ龍尚舎の神國決疑篇よくいへて出き
この書延寶五年ハ開板して今ハ京都書林所ハ弘通と近年西海の
密成律師この書の末疏と梓行せり併せざるべし
既ハ寶基本紀ハ出たる天下和順の文も無量壽經の金言なり
佛法ハいづこの邦ハもつづるべき
皇太神宮この文をつげさせたまふも不思議なりけることども
かり
以上寶基本紀等の文ハ神宮の寶典なりども古往今來印刺の書に
載るもの一二ハあつて故ハ予もまことハ再寫し予ハ敢て公然とるハ
あり
列子ハいさゆる聖人孔子佛法もろことハもつづる以前もやくも

吳王闔閭問對の

士の護法論ハも
引れたる居士姓
ハ張氏名ハ商英
宋朝の丞相なり

無量壽經ハ佛
と法王とも尊き
こと衆聖ハ越え
へり云

佛のたふときことと知れども其揆一なるものなり嗚呼神也
聖也凡慮のちもふところハあつてむろハ吳の孫權といふ王あり
尚書ハ闔閭といふ人問ていへて孔子老子の聖人と佛ハも
てきハ如何闔閭といへていへて孔子老子と佛ハもつづる遠之
遠矣そのときハ孔子も老子もつねハ天ハつうて聊も天ハもつづる
佛の經法ハ諸天奉行して天つねハ佛ハつうへたまへりことをもつて
いへともハ實ハ比對とまきふあつてと吳書ハもつたりと
日本紀纂疏ハも佛ハこれ衆聖の王なりとのたまへり宜哉一切の
諸天はとけハ奉事ましまさることハ宛も群臣の國王ハもつたり
魔王もつたりハ佛ハ歸依は何ハいふんや天地の神祇この法と作
たふもやあつて近世國學といふものの韓歐の學とまへて
極て佛法と排斥と唯一の神道とてらハ神書の中や佛語

六根の枝ハ倭姫
命託宣たのたまひ世
記し出で
中臣の枝ハ天兒
屋根命のつこ
と受て種子命
の撰せんたる所なり
常盤大連とこいまの
字小改書

小ちうきものハ悉く忌むべきもの其その基もともふりてハ或ハ削り
或ハ偽書とて遂小古昔の神典と廢るや何とてなんとてと譬たとへば
六根枝のごときハ本性の心とてめとて以て佛理ぶつり小ちうとて廢
とてふもとてとるるときハ中臣枝もまた種々の犯罪除滅の相と
とて豈佛理あふぶつり小ちうととせんとや凡神道佛法その理一なりと
いへども神道ハ一法のいもと起らざる所とまもりて起ところの
萬物と穢惡さいあくと忌佛法ハ善惡の二途とてふて後その
穢惡さいあくと衆生とをさくつんが為小如来世尊とてさくつに五濁惡世
小出現あらわれたふなりとてとていふもハ神道と佛法と本
末の相違あるふ似たれども本ハ必その末とてぬ末小ちうたふに
その本と具とてこれ所謂神佛一致の道理なりされども神代の
古風をまもりて唯一の神道を立ちたるハ最たるとき業なれども

神儒佛と次第
さういふ道勝
劣といふあを
この邦くにふりし
前後ぜんごふりし

このたとへ編年
通編の二十示出
大顛轉愈だいてんてんこ示
の語ことばなり

後世僻見の神道者しんどうしやが儒佛じゆふつれこの邦くにふりしとてい前
文華ハひひけたるやふかちるハ誤なり抑本邦の神道最初ハ
儒佛の道と牽ひ合あせて兩部習合りやうぶしうがふといふその次ハ佛者の徒たが
神の本地とて本迹縁起の神道を説く其のち一般の祢宣
神主がこの二途と破やぶして唯一宗源の神道と説く其後そののちハ
これと王道わうだうと歸きして王道神道と説く近比ハ表あらわす神道と説て
底裏儒道に歸きとこれとて一理あることわかれはつづき是
つづれつづれ非ひといふるやうとてい胡椒こしょう丸吞まるののふ佛法とていくは
舜しんが犬いぬの堯ぎやうといふるの類乎
舜しんが犬いぬの堯ぎやうといふるハ舜しんを愛あいして堯ぎやうといふいふあいふと旦暮見あやふれるころ
のものハ舜しんのこころこころといふていふて堯ぎやうといふるがゆゑなり今の神道者
も佛敎ぶつぎやうとていふるがゆゑゆゑ佛敎ぶつぎやうとていふる若實じやくじつハ見る人あいふ古賢こけんの

祠官のごとくふうく佛法と信ぜきものや

かくて守屋勝海のふたりハ大勢の人夫とひきつれ同き
三月六日の夜豊浦寺へおしよせまづそとめ小大野の
丘よたてゝる大塔と斧鉞ともちて斫倒し手つゝ
松明をとりてこかゝこころ燔こけちるも守屋ハ
胡牀小踞坐して人夫を下知し金堂講堂回廊鐘樓の
つちもなぐこころに柴をつませ四方八表より火
をかけて焼たてければ哀なるうな堂塔伽藍ハ一時の
けむりと燃あがり悲哉佛像經卷も共灰燼とぞ

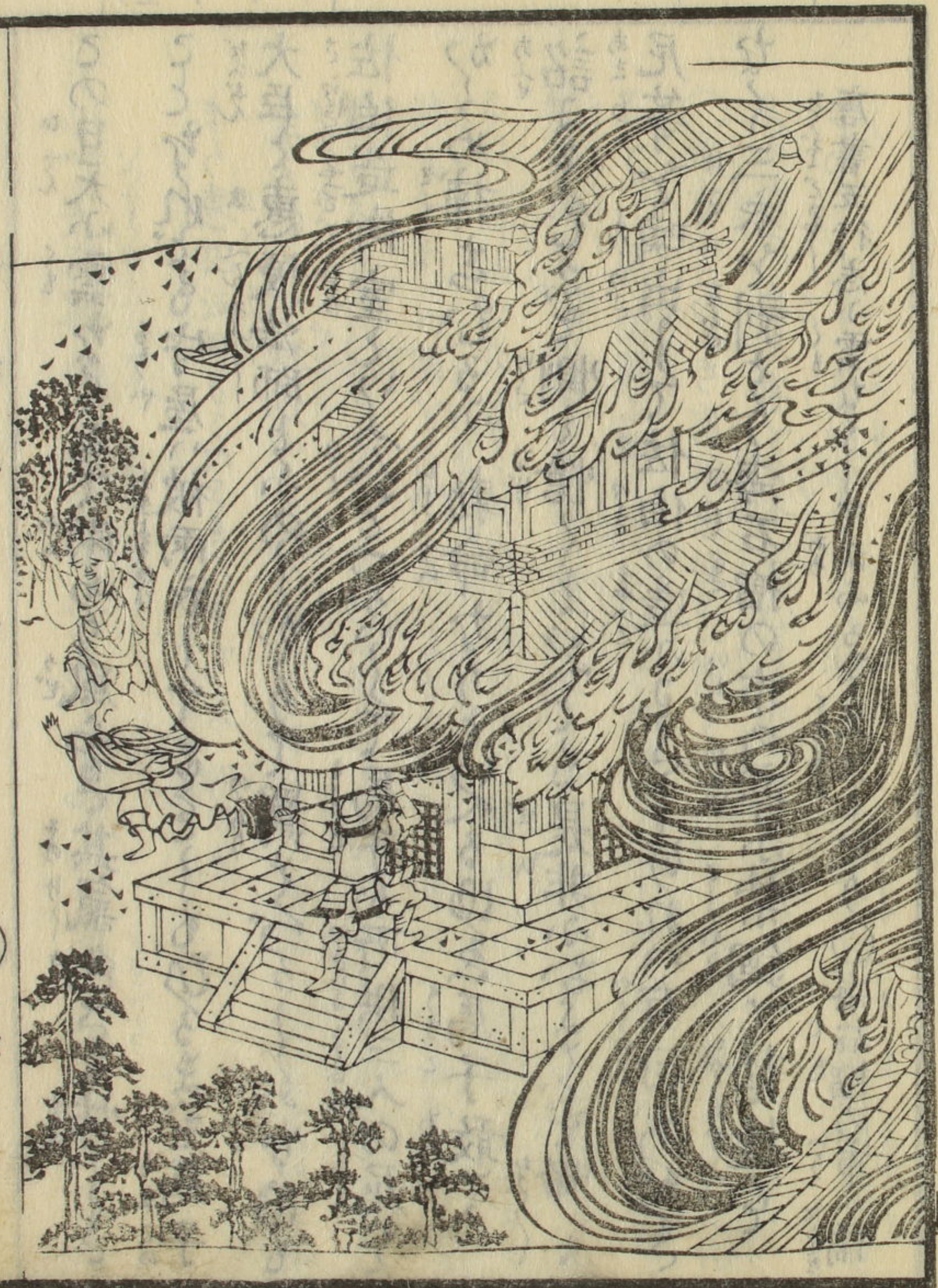
なりたまひふき 以上日本紀

胡牀ハ和名抄小風俗通をひきて靈帝胡服とこのむ京まな胡
牀をつくとありてもと天竺の制になつひたる物とさねたり
古事記日本紀小胡牀とあがるとまよせり宣長の古事紀傳
小今俗小平小座とあがるとかくといハ胡牀小居る時の座さよと
いへるやと判たれハ今の椅子の類ふて牀のや、廣きものと
さねたり

大正三年
 三月三日
 東京
 三井物産
 株式會社
 印刷

大正三年
 三月三日
 東京
 三井物産
 株式會社
 印刷

口
 來
 傳
 卷
 四



女
 來
 傳
 卷
 四

十五

唐式の三品以上
雨衣と著とあり
下賤の雨衣あり

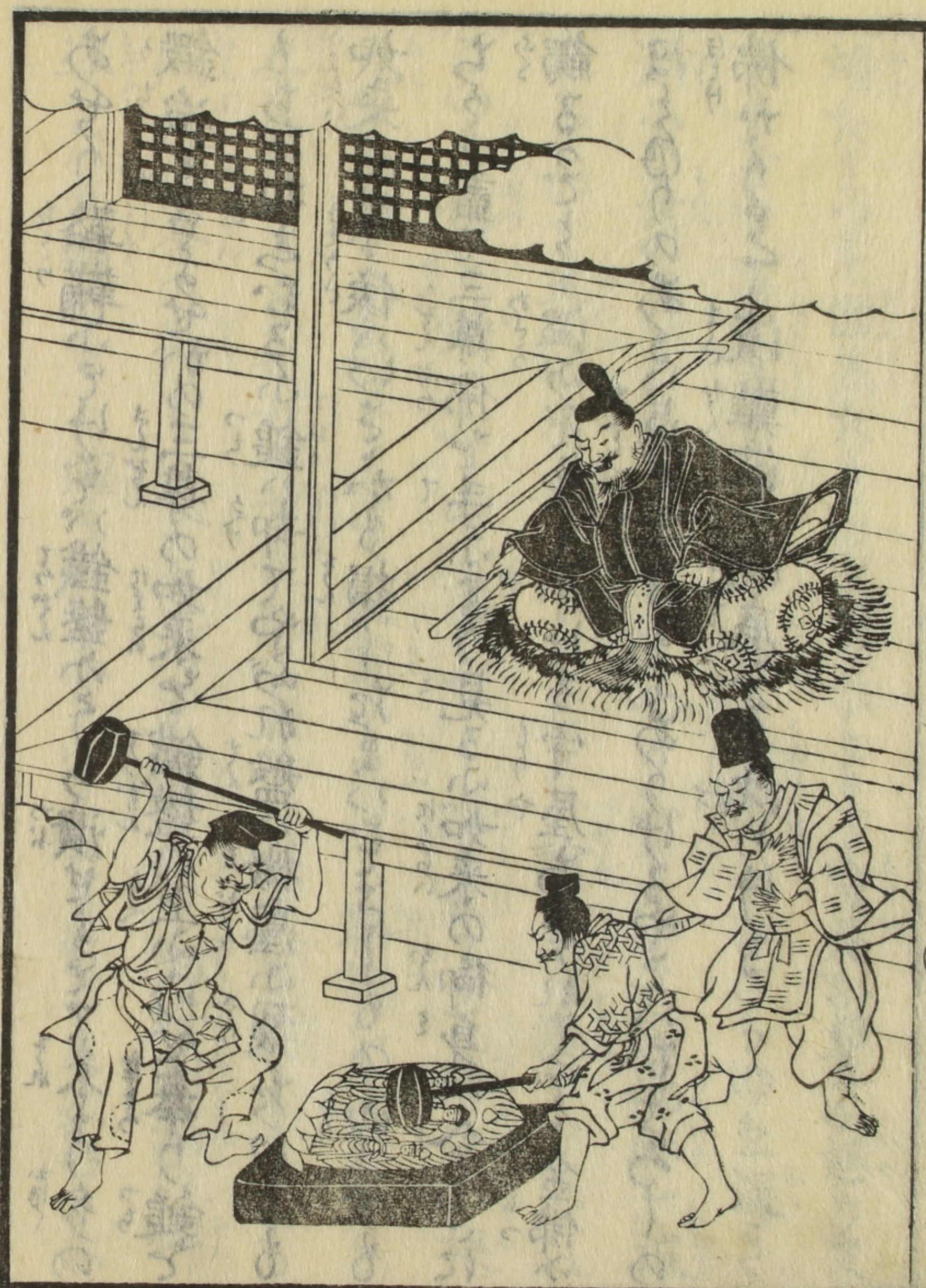
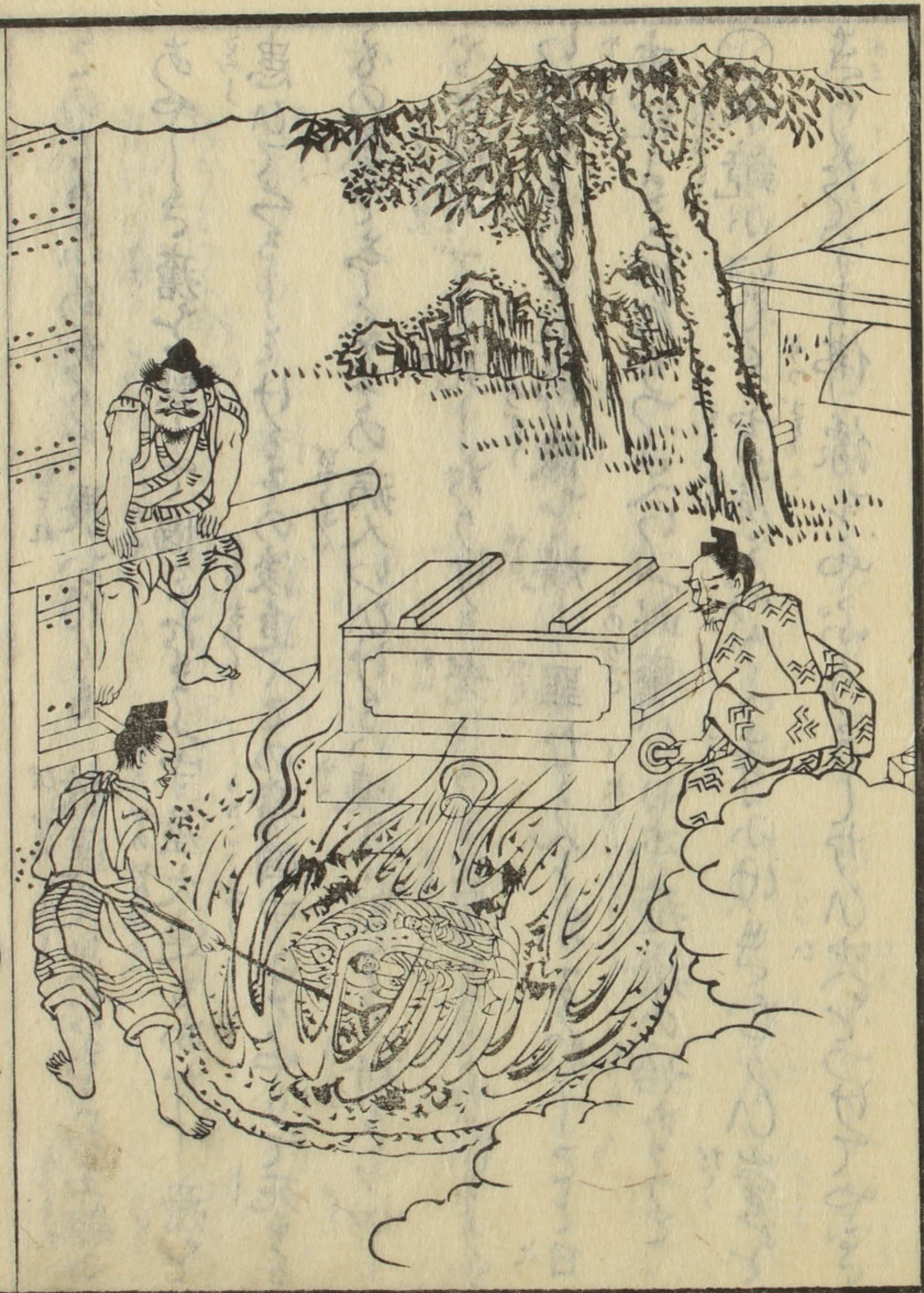
五條七條九條
以上と三衣あり

この日天の雲なくきて雨あり風なき其氣色とも怖しき
ことなれども守屋の被雨衣してよきもひるまど馬子
大臣と惠便法師とのかりて罵とづるゝめなれも
佐伯造御室といふ人をつらゝて馬子が所供三人の尼と
かゝめ捕ちむるふ勅命なりといくるゆゑ馬子敢て
詔よそむるも惻愴といへども是非のあはれど啼
尼等と喚出して佐伯の造のいへりけれは有司あぢき
なく三衣を剥とり海石榴の市の亭の禁錮て楚撻と
唐書五行志の雲なくして雨あるを天泣といへり○海石榴の市の橘

寺のうゝ五六町あり今ハ榴市といふ市亭といふ今の世の間屋の如き
ものなり亭の字を日本紀にむすやちちと和訓せり
○或書小のとき惠徳惠便の二僧と還俗せしめ右次郎左次郎と俗
名をつけて流罪小せしといへりこれいふと考へざるの附會なり
類聚國史ハ僧の流罪の還俗せしめたることも見られたれども
これハ佛法をたふさるるたふさるるゆゑなり替古略ハ我朝の王公ふく
佛法をあがめ罪を沙門にくくふるふたへも是故に俗法よりして
罪をさるる俗のうゝて科ふたをとりいふ守屋のごときハ
全く佛法と輕蔑し何の由ありて僧の流罪の俗名を付べきや
まゝ惠徳法師もこのまゝいふて来朝せし
こハ一光三尊佛の炎の中よりまゝ尊容とこゝも

燔^{やけ}たまひて儼然^{げんぜん}たることもそのごとく守屋^{もりや}おほき怒^いりて
つゝきく吾父^{ごふ}寺^{てら}とやき一時^{ひととき}も此佛^{このほとけ}やけざるゆゑ深^{ふか}き
淵^{ふち}に棄^{すて}たれどもそのときいふふもきてこの佛^{ぶつ}と推^{おし}
かゝるかく再佛法^{さいぶつぽう}に興^{おこ}るまゝなり詮^{せん}ざる處^{ところ}のたびい
この金佛^{かなぶつ}と鑄^いつゝて湯^ゆと水^{みづ}とあつて佛法^{ぶつぽう}の根^{こん}
元^{もと}と失^{うしな}ふゝあらずて庭前^{ていぜん}の大^{おほい}なる鞆^{たたら}と構^{かま}あまの
人夫^{ひとぶ}とめしむせ七日七夜^{なぬつななよ}息^{いき}をもつがごとく立ち立^{たち}てうごも
閻浮檀^{えんぶたん}金の御^{おん}もい色^{いろ}だふも變^{うつ}らど相好^{さうこう}圓滿^{まんまん}の御^{おん}
姿^{すがた}は光明^{くわうめい}もく耀^{くわい}たまへり守屋^{もりや}それとておほきふ

あせり鞆^{たたら}ふてけだ鐵盤^{てつばん}ふら潰^{つぶ}せとて夫^{それ}より多^{おほく}の
鍛冶^{うぢ}を召^めよせかの三尊^{さんそん}の如来^{にょらい}と鐵盤^{てつばん}の上^{うへ}のせ奉^{たまつ}り鎚^{つち}と
もちて打^{うち}むるふ鎚^{つち}は却^{かえ}てやぶれ盤^{ばん}に微塵^{みじん}に裂^さたれども
如来^{にょらい}の尊像^{そんざう}はいとも損^{そん}じたまひてその守屋^{もりや}も
ちろゝ盡^{つき}て三尊^{さんそん}佛^{ぶつ}と手^てふり見^みるふ如来^{にょらい}の御身^{おんみ}人^{ひと}をふに
觸^ふるがごとく温^{あたたか}いぞまゝける守屋^{もりや}あまれとて金佛^{かなぶつ}ふ
ほろりのあるは眞^{まこと}の生身^{なまみ}とてありけるやこいもそろりの
佛^{ほとけ}かりとて復難波^{ふたがは}の淵^{ふち}底^{そこ}ふぞ沈^{しづ}めける



このときふあちりて畏おほくも 敏達天皇ちちま玉躰ふ
 あやき瘡を發して惱まなふ守屋大連もかなだ瘡を
 患ひてつらきけりその後追てこの瘡國中かやりて死する
 もの數とちどその病人いひける焼るがごとく斫るが如
 こて泣叫でぞ死したりける老たるも若きもみなひそふ
 いひけるこれ佛像を焼し罪なるとおそれること日
 本紀に記たりつこい此瘡ハ日本疱瘡の始なりと
 ○水鏡にいそくち屋づらう寺ふゆきむうい書を
 せりたりし佛像をやぶらうしなひ火をつけてや

尾のまををそぎともちてうちし程ふそふや
 かりておほきふ雨あり風あきし御つちもち屋も忽ふ
 瘡をまづひ天下ふかきあうて命をうけたりもの
 数とちどその瘡をやむ人を焼きするがごとくに
 おほける佛像を焼しつこふりてこのやま
 かこれなり云々
 扶桑略記帝王編年記も
 或書小このとき瘡と 日本疱瘡のそめとちる古書も見
 たりといふ今按じると醫藥本紀等なるべし近く勢州谷川の
 書紀通證にも松岡翁の詞といきこれ痘瘡の流行なりこのとき
 世の人いそぐ痘瘡の名とちる故に驚て異とていへり龜山侯の

史徴ふもこれとひきてあつたりし尾陽河村の書紀集解の
このときの瘡と日本の瘡のそめと註せりされども谷川
某ハ元來佛法を排斥の人なるゆゑかくする中ふも日本紀の文が
そむきて己が臆説とくくたる事もありその言ふいへる唐土
小佛法のそめと瘡のそめと時をおやうく我日本も
佛像のそめと瘡のそめと書たりとるれども佛法とひらめ
佛と燒の罪ふあつと書たりとるれども佛法とひらめ
聖徳太子と蘇我馬子ハ何のこともなくて寺とやさ
敏達天皇と守屋とふこの瘡あるいへる日本紀ふへる如
ほとけとやくの罪ふあつと書たりとるれども佛法とひらめ
元帝建武元年小南陽の虜と攻とときこの瘡と傳涂たる
こと肘後方といふ醫書ふへたれば佛法の唐土ふへりし

瘡かさふりきたりし
瘡かさたるゆゑ瘡
瘡とわづけその
かち豆まめ似たる
ゆる豆瘡とも
のちやまわり
り後小冠と
つけて瘡の字と
つりいせやう
○疫瘡えきかさ瘡
あつとちかひ
瘡疾の寫誤

よりハ二百五十三年の後なり世ハ後漢の光武帝の建武元年より瘡
そめとるといへる人もあるハ同年號なるゆゑ誤たるなり
曾て書物ふへる事なれどもや光武帝の建武元年なりと
いふ佛法の唐土ふへりしよりハ四十一年以前の事なればこれ
や同一時代といへるふあつとるれ史の法ハ歳時と正とるを
年代の合とるを警史といひ諺も自語相違いつくりごとの
常なりといへり應ふるべし○や貝原某の和事始に
日本瘡のそめとるいふ聖武天皇佛法は歸依とるゆゑ
異國より瘡のそめとるいふ予續日本紀と檢とる小天平七年の
豆瘡同九年の疫瘡と載られねどもこれハ流行のそめとるを
りふてそのそめとるいふいふあつとるその書例 廢帝の天
平實字七年 桓武天皇の延暦九年ハもいふたり上古の瘡ハ

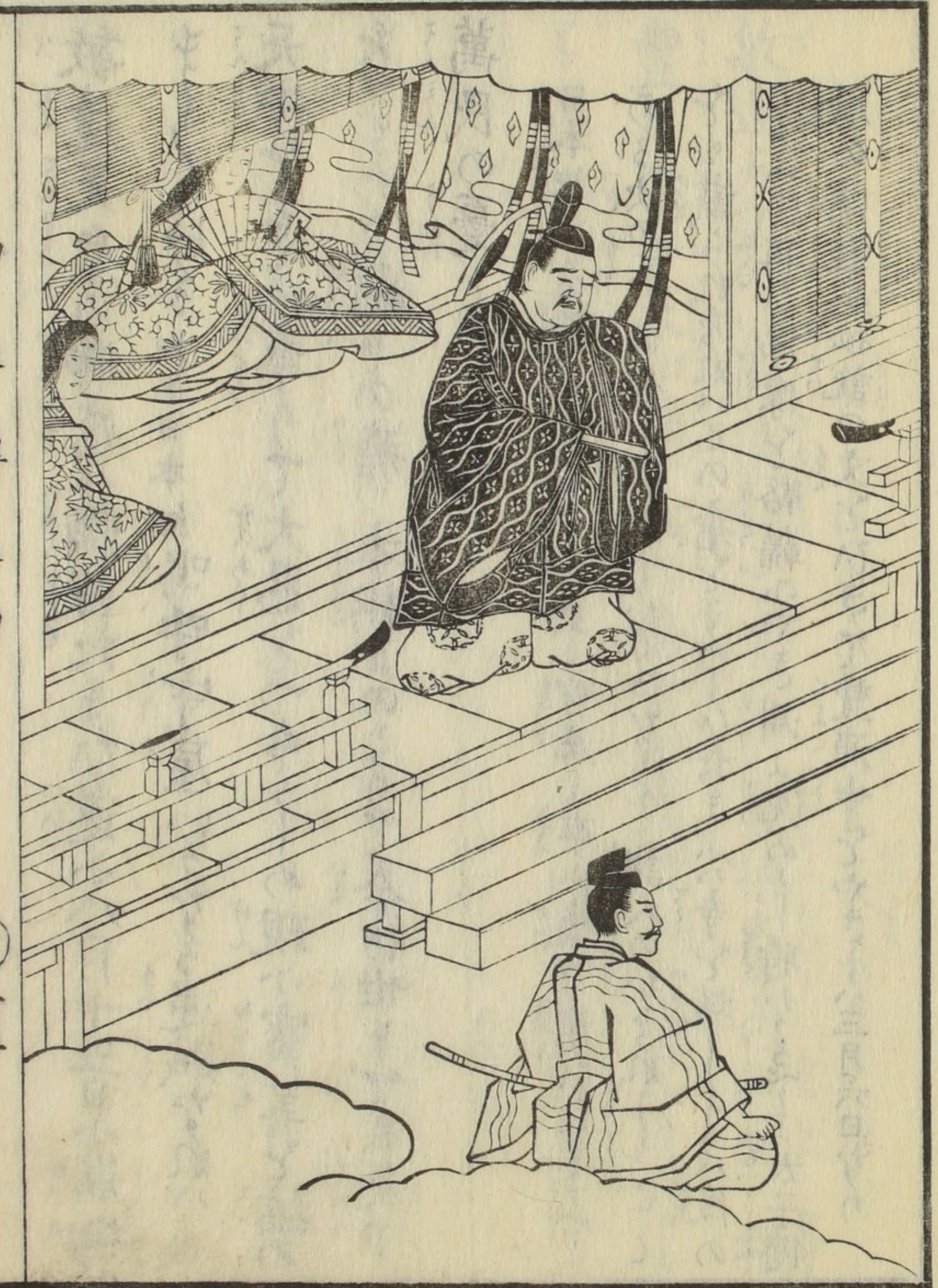
いまの麻疹のごとく凡三十年許一度をやりゆゑ史傳にも載られたるやう貝原谷川の兩先生これとあつたふあゝねでも耳と掩て鈴と盗めるもの乎

儲そのとりの六月ふりこり蘇我馬子奏し上ける八臣が病ひさゝく癒ぞ佛のちうふあゝねんバ全快とまことかゝゝとて頻小佛法再興のこゝをねがひければ敏達天皇さこゝめゝあゝねんバ汝た一人ひそふ行ふゝひろく人小勧ることなれとて先小守屋がとゝへあきたる三人の尼をうゝゝめたまへり馬子大臣おねさふよゝこひ

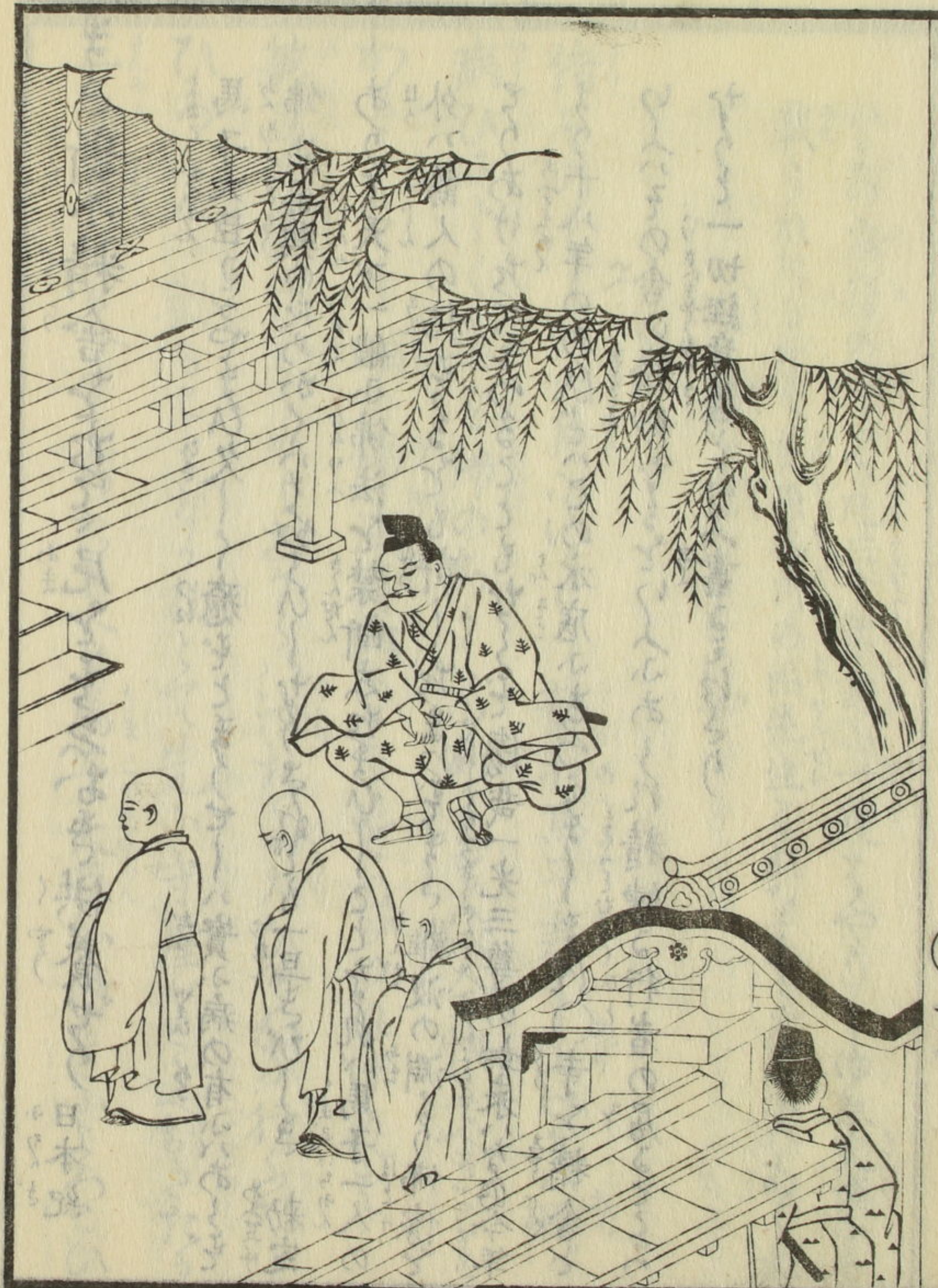
もて新小精舎をたて、尼をさゝかき供養せり 日本紀

馬子大臣とやまひ久く癒ぞとまうせゝハ實小病の有ふあゝね佛法再興のためかくいそあゝひゝなりされども一旦さびしき勅定ありて天下一般小佛法と禁斷たまひゝことなれば馬子一人の外ハ餘人の信ぢるをも許したまひども難波の淵より佛像をとりあげたてまつることもなれども傷哉一光三尊の如来なる今年より十八年のあひだこの水底ふまづこゝに〇寺を精舎といふハその舎の精妙なるといふあゝね精練る行者の居るところなりと一切經音義といふ書にこゝに

敏達帝の十四年
推古帝の十
年まで都合十八
年あり



静謐の美
静謐の美
静謐の美



静謐の美
静謐の美
静謐の美

日本紀の留の字
とあると訓せ
るハ文選の神
往形留の義なり
とぞ

敏達天皇の御瘡ハ彌留たすひ遂ハ八月十五日崩御
すくける以上日本紀嗚呼守屋いなる逆賊なれば
天子ともめ奉りて大惡をつくめ現小寶篋と縮め
たてまつり刺その瘡本朝のころて今の世までも天下
萬民の憂となりぬ

日本紀この時ありて天皇と守屋と卒小瘡を患ひたす
ある次の文ハ佛像をやきくむひなると諸人のあはれ
ことと載られればこの瘡とくむひたすハ寺を焼くハ後の
こととて再び佛像と鞍轡をやき淵沈め一時なるべし太子傳
曆の補註ハ秘説の文とひきて豊浦寺をやきハ三月六日なり

天皇と守屋と瘡とくけたまひハ同き十八日なりといへり

敏達天皇の御遺詔ふりて聖徳太子の御父橘

豊日尊と大和國十市郡磐余池邊雙槻の宮より同き

この九月五日ハ天日嗣の御位につけ奉る三十二代

用明天皇ともうてたてまつるハこれなり日本紀

此帝ハ欽明天皇第四の皇子御母ハ蘇我稻目大臣の女聖鹽姫也

水鏡いそく聖徳太子ちちを相てたてまつりて命

ことのほろふみじくをなせたまへり政をよきとせしめ
たすべしと奏したるハ云々扶桑略記にも聖壽不延

志もぐへ仁徳を施したまへと聖徳太子の奏上たすふ
ことと云わたり

○秘説いそく 用明天皇の元年正月か彦人皇子と

たて、皇太子とちたまへりこれ敏達天皇の長子
なりと云

日本紀小 彦人皇子の太子ふ立ちまふ文はるねども

用明の御巻小 太子彦人とかれたるゆゑ東宮に立ちまふ
こと著明なりと云れども御運つこわくしてはどやう守屋
弑されたまひかともその御子田村皇子ハ三十五代の御位と
嗣たすひて舒明天皇とまうとてまう○書紀通證いそく

日本紀の彦人皇子の太子ふ立ちまふ文はるねども又守屋ふこられ
たすひてもいそくハ益かきもらうと云ふなりと云ふ私なりこれ
所謂稗田阿礼が諸記の失なるべし

そもく 用明天皇ハ天性慈悲の御ころあつく佛道を

信じ神道を尊きたまふと日本紀いそくわたりまふこの

帝の御弟小穴穗部皇子とまうし奉るハ稟性姦邪小

まりく 敏達天皇の崩たまふ後ハ兄王の用明天皇と

のりこいて自立して天位ふのぼるその御巧ありこと

日本紀 敏達帝十四年の紀いそくわたりと云れどもそれ

中宮ハ日本紀
殯宮ハ日本紀
其葬所ハ喪屋といふ
式ハ前ハ屍とて
天子の崩をまじき
別ハこの宮とて
なすなり
○今世の俗ハ新亡
の家で煮焚せ
ものと新火といふ
かゝる殯の訛
なり

御心のごとくあらざりて遂ハ用明天皇御くゝるに
即ちあひたればこのうハ先帝敏達天皇の御后炊屋
姫尊ハ密通とて謀叛の内助ふせざりとおぼしめを御下
心よりその翌年の五月まづこの時も敏達天皇の御葬
式以前なれば炊屋姫尊ハ殯宮ふまりて御尊骸に
つゝゐたまふとよきとありとおぼしめし或夜ひそく殯
宮へつたせたまひける爰ハ三輪君逆の寵臣といふ人
この宮を守護してゐたりが預てより穴穂部皇子の御
意氣ふかぬことも知られはうたぐ門と重環て入

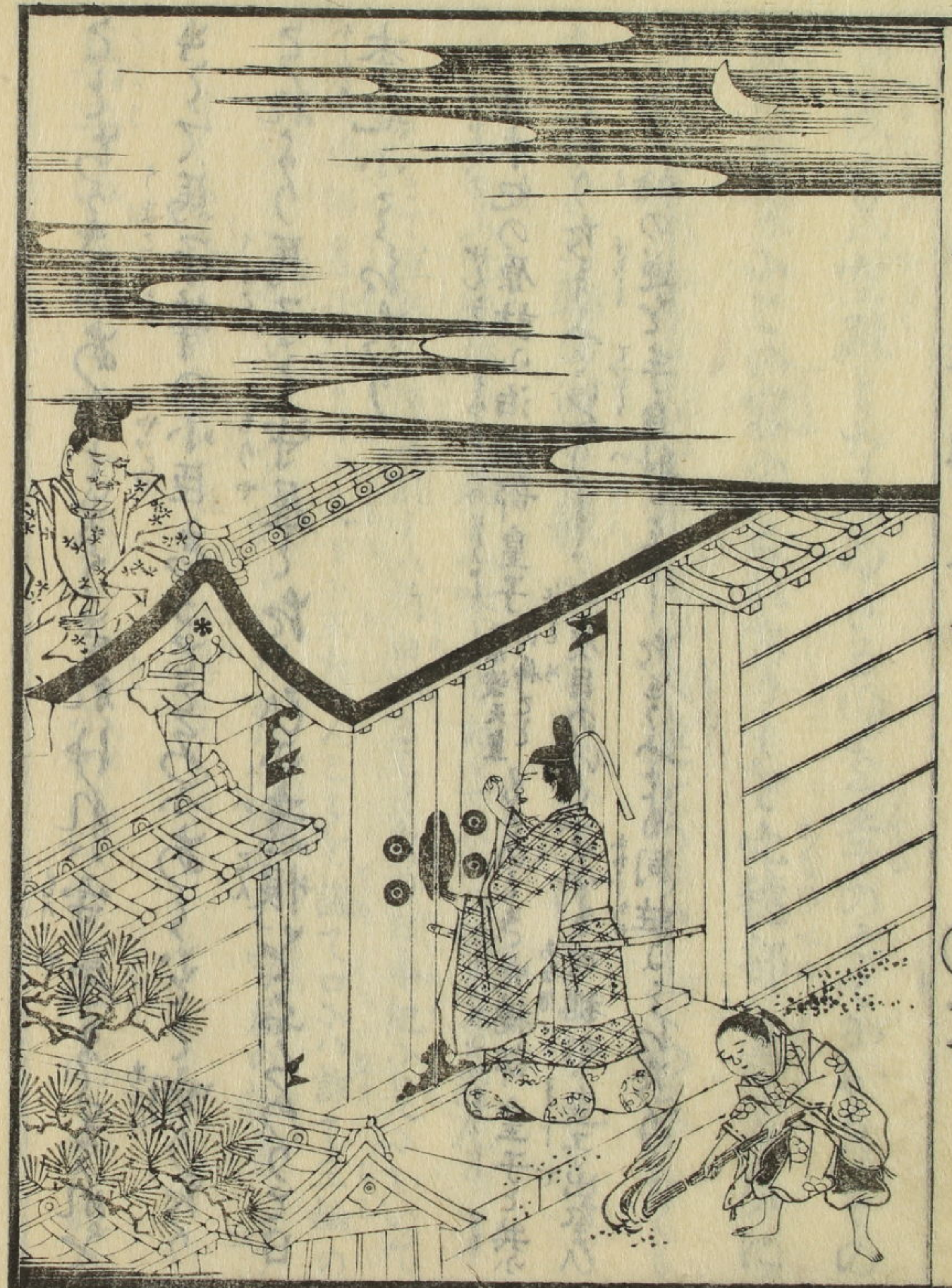
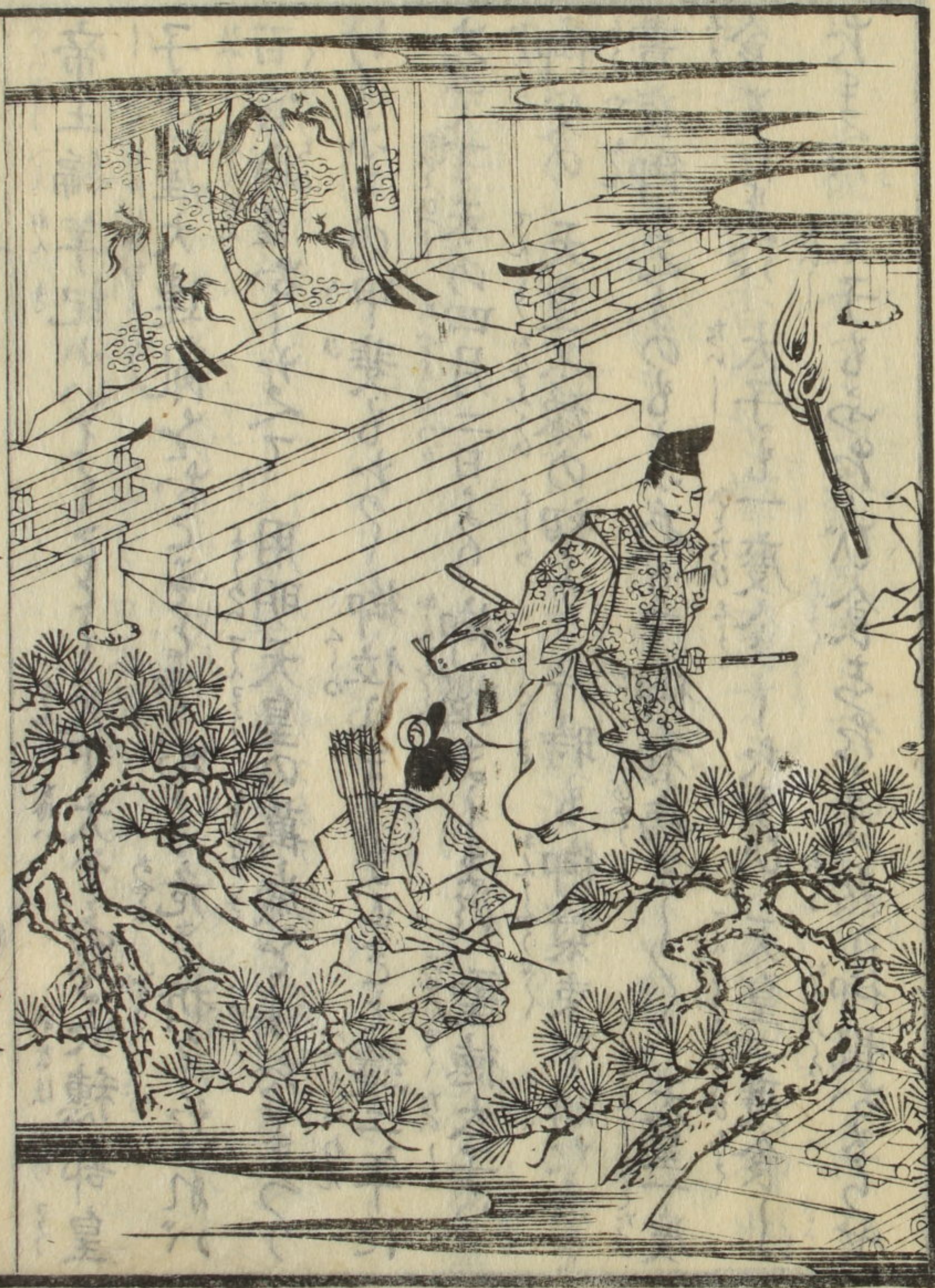
ちてまつた皇子七たびも門をたたくてひけくと
呼たまへども應さへもせざりて肯てひくも皇子又
のたまひく何人うゝかありてかく無禮なるや衛士等
こゝへて三輪の逆この宮を守められはう仰あるとも
入たてまつることかなふまじとまうしけるこふ於て
穴穂部皇子おほきふ怒りそれより守屋の大連と
まうしあつて數多の兵をいさつれて殯宮をとり
圍たまへハ三輪の逆おほきとまう三諸山にわげ
ゆきーがとりーも此とき炊屋姫尊ハ殯宮にまり

て後宮（のちのみや）に空殿（くうてん）とありぬるゆゑ幸（さい）のこゝろおもひその
 夜（よ）ひそりふこの宮（みや）ふかれたりしと穴穂部皇子（あなほのすけのみこ）つひに
 きついでしるもや守屋（もりや）の大連（おほむすね）をつういしてあぢきなくも
 幸（さい）なると三輪（さんりん）の逆（さか）を殺（ころ）すめたまひける日本紀
 私（わたくし）のりふ穴穂部（あなほのすけ）と守屋（もりや）と一味（いまい）してたゞ一人（ひとり）の三輪（さんりん）逆（さか）を討（う）んとくそ
 かくまで軍兵（いくさへい）と催（もよほ）されし所（ところ）由（よし）あることなり日本紀（日本紀）は是（こゝ）ふかいて
 穴穂部皇子（あなほのすけのみこ）ひそりふ天下（てんか）ふ王（おう）たんとことを謀（はかり）て口（くち）ふ詐（いつはり）て三輪（さんりん）の
 逆（さか）をころさんとしつと記（し）されたれば穴穂部（あなほのすけ）と守屋（もりや）の極意（ごくい）はより
 ふゝ天下（てんか）をも棄（うや）んその結構（けうくわう）なるべし
 馬子（うまこ）の大臣（おおい）これとてきつて大（おほ）かなげき天下（てんか）のこたれん

ことちうきふあつともうされければ守屋（もりや）まゝこれと
 きつて馬子（うまこ）等の小臣（せうしん）あるところふあゝどと嘲（あざわ）りたり
 これより馬子（うまこ）と守屋（もりや）とたがひふ意恨（いこん）とふらめりと日
 本紀（日本紀）ふゝいなり

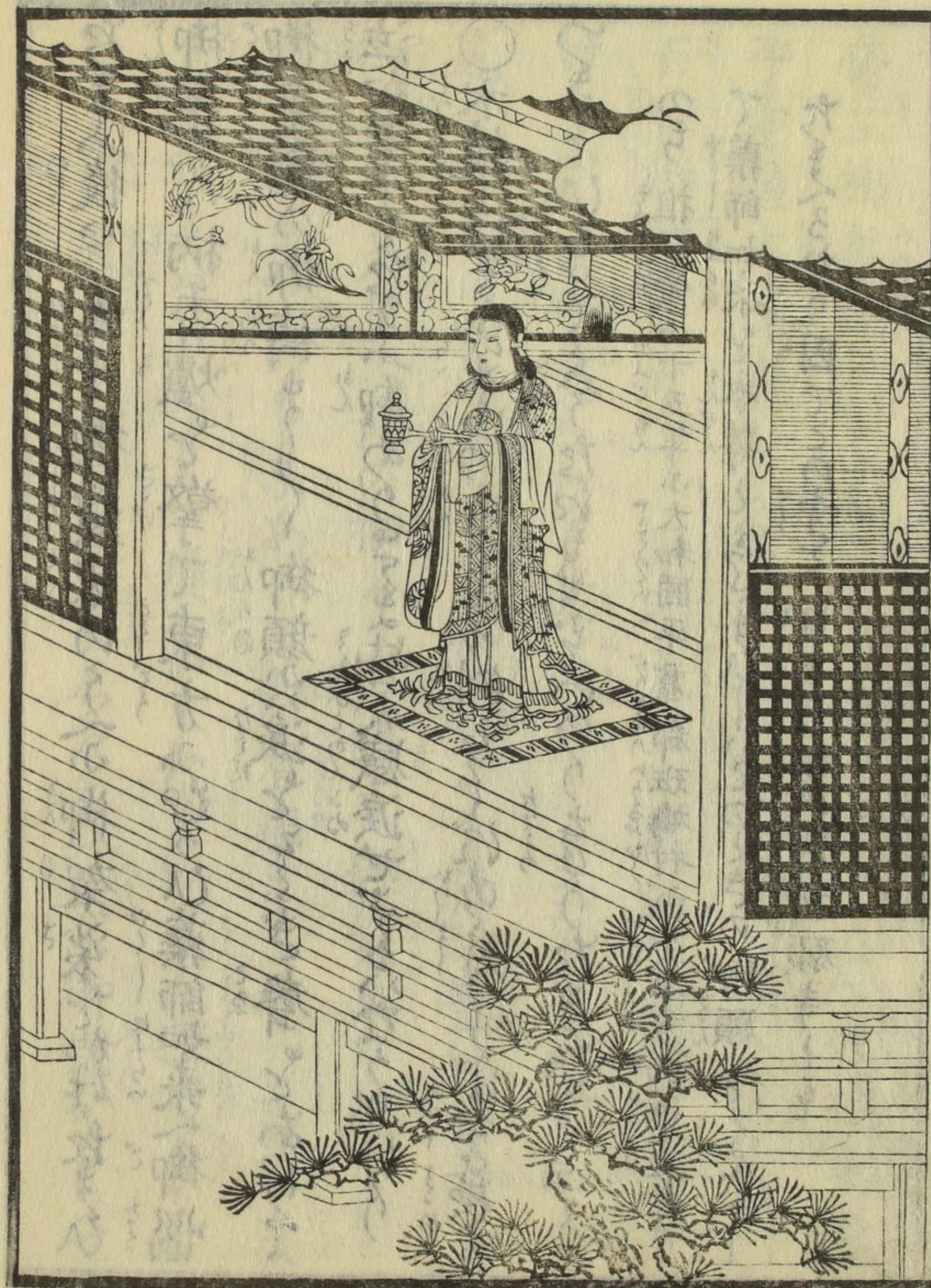
日本紀（日本紀）の原註（げんちゆ）小泊瀬部皇子（おとせのすけのみこ）崇峻天皇（たかふみ）もこのとき穴穂部皇子（あなほのすけのみこ）と共（とも）に
 そかりたまふとけりき二度目のいゝさふも穴穂部皇子（あなほのすけのみこ）出（で）なまひ
 て三輪（さんりん）の逆（さか）を手自射（てづし）ころしたまふとも同註（どうちゆ）ふゝいなり





帝王編年紀いそくこと一 天下大かきたる穴穗部皇
子守屋大連亂をおこすと云々 かる危き折るなれば
百官群臣おしなきて 用明天皇の萬歳を禱たまひ
けるふその甲斐もなしく 御位よましまこと 纔二年に
あて丁未の四月二日より 御惱ましまに 聖徳太子ハ
御父の 天皇不豫の初より 片時も 御装束を解たまひ
晝夜御まゐるものとありて 御看病まゐり 天皇二度
食たまへバ 太子も一度食たまひ 天皇二度食
たまへバ 太子もふたたび 食たまひ 然る御惱もらせ

ちまへ後ハ 太子御装束のうへに 御袈裟をかけたまひ
御手ふ、柄香爐を擎て 東方ふむひ 薬師如来へ 御惱
御平癒の御禱まゐり 御顔の涙をそそぎ 聲をあげて
泣かなし ちまへ御ありたまひ 皆人感涙せざるはなりけり
○水鏡いさく父はつゆとち 例なげば 孝子
つきそひなて ちまへもせむいのりなりたまひ云々
のち 推古帝の十五年小和國平羣郡班鳩村小法隆寺御建立あり
て 薬師如来を本尊とて ちまへひいこのときの御願をたまへ
ちまへるなり 因てこの寺を 日本最初の御祈願寺とす



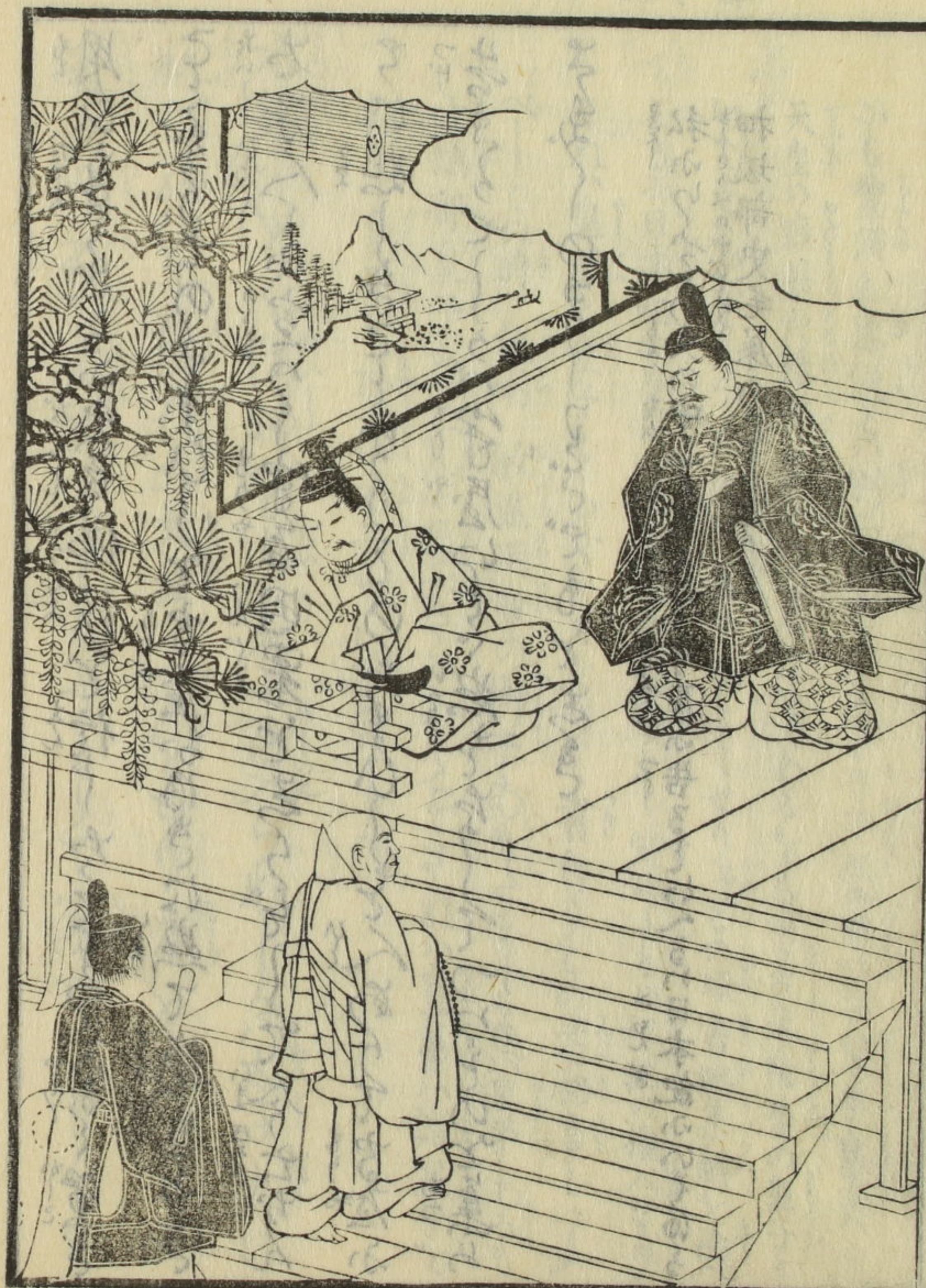
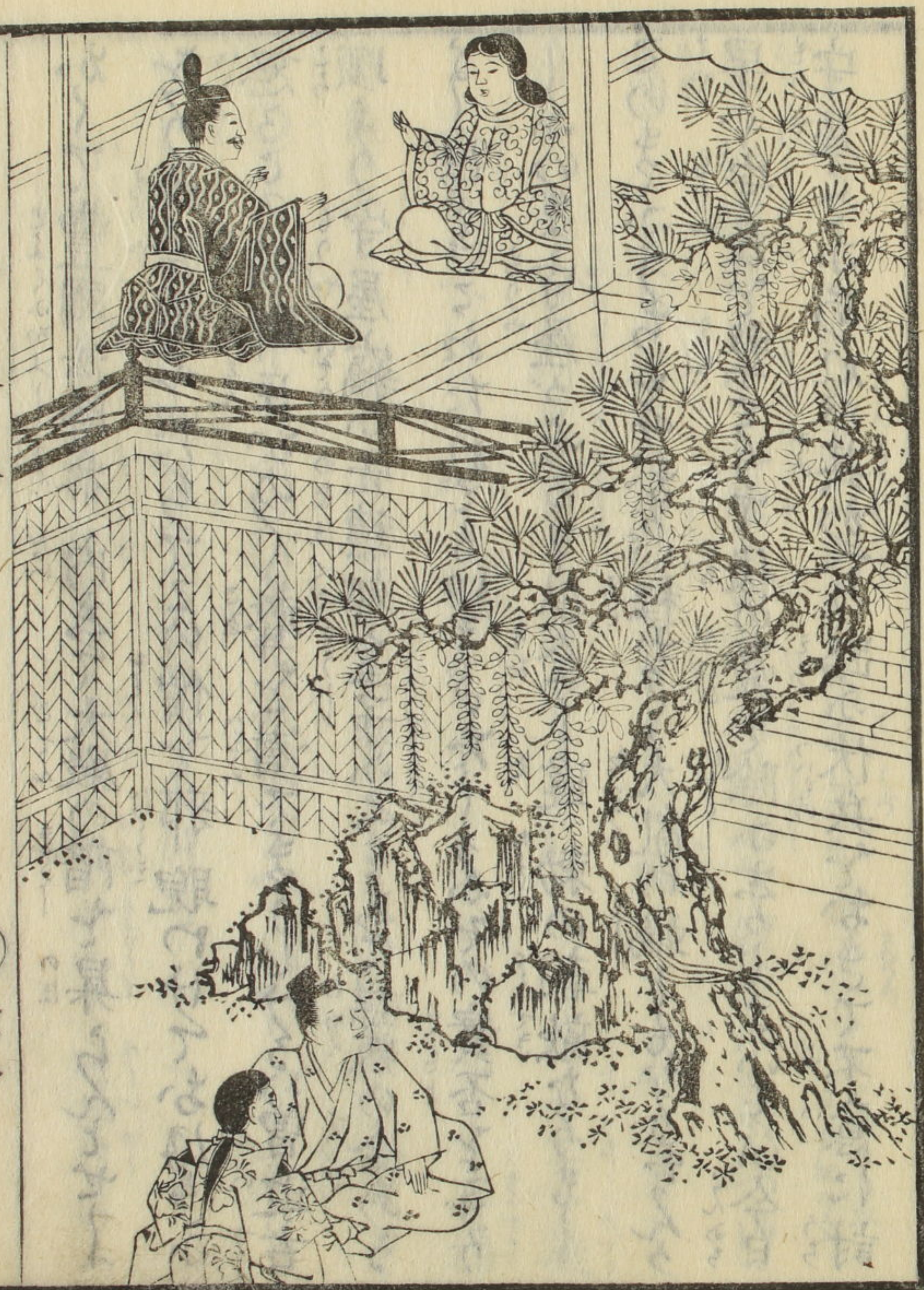
用明^{ようめい}天皇^{てん}御惱^{おん}おもらせたまひてのち群臣^{ぐんしん}をめて
宣^{のたま}ひける朕^{わが}いま佛法僧^{ぶつぽうそう}の三寶^{さんぽう}小歸^{せうき}依^よせんとおもふ
もやく僧^{そう}とむくへ来るべしと勅^{ちやく}たまへりこのとき物部^{もののべ}
守屋中臣勝海^{もりやなかつひめかつみ}もいづく何ぞ日本^{にっぽん}の神祇^{しんぎ}とさ
おもて異國^{いこく}の佛法^{ぶつぽう}と信^{しん}じたまふべきやと遮^{さきり}ける蘇我^{そが}
馬子^{うまこ}の大臣^{だいにん}まうされけるはこは天皇^{てん}御最期^{ごさいご}の勅^{ちやく}
命^{めい}なりいづてり違^{ちがひ}なまつるべきとて皇弟皇子^{こうていこうし}と相議^{あひぎ}
とて豊國法師^{とよくにほうし}と内裏^{うちり}小めされける
一本^{いっぽん}みこの豊國法師^{とよくにほうし}と惠便法師^{ゑべんほうし}のこと書^かたるハ課^かなり元亨^{げんこう}釋書^{しやくしよ}

すべて書紀集解
 小私記の撰入し
 まいりて、古今
 にもききいへり

小も豊國し惠便とハ別傳ありき日本紀の原註小皇弟皇子ハ
 天皇の庶弟穴穗部皇子のことなりとあるをもて古来皇弟の皇子と
 いへるこゝろ小とて穴穗部皇子のこととせり予この頃書紀集解と檢
 ころ日本紀の原註小穴穗部皇子のことと定めたるハ私記の撰入なり
 これハ皇弟と皇子と、いふことなりと書たりこの考格言といふ
 べしこの時欽明敏達兩帝の御子あまこまき皇弟とあるも
 穴穗部皇子たゞ一人小局べきああどされハ皇弟ハ諸皇子と
 指し皇子ハ聖德太子といふなり
 水鏡いよく法師と内裏召入れられし太子大に
 悦び給ひて獲我の大臣の多とてり涙をながし三
 寶の妙理と人たることありて流りづるく

用ひなむるふ大臣佛法を信ぜたるもつる宮に
 こゝろとものさしひとてち屋おきぬにぬて獲えめき
 太子人小宣り守屋因東とあらざりて今亡が
 ちね悲しきことなりとのたまひも人ありてち屋
 告せりせし守屋いも怒をたつしつものを集め
 さふぐのちつとぞどもとさふ

私小いこの文の中の人ありて守屋の告るといへるハ日本紀にいへる
 押坂部史毛屎のことなり



かくて豐國法師衆内にて大殿の階を昇らんとせし
守屋座をたちてこの僧を邪睨つけておぼし
怒るこの時群臣かの聲を潜てきしけるハ曾近古
頃より守屋竊ハ穴穂部皇子ふくまて謀叛の企ある
ふほぎこねたれどもいまふその實否をき
ふいま守屋がふるまひ全く違勅の朝敵なりも
このまふうちもてかへ程なく大亂の端ともなりむらん
早く守屋と撃たりて後の憂を除ふとぞいふ今日
守屋こふあれば其かへり路ハ伏兵をおきて不意に討

とすべしとて羣臣一同ふその手筈を定らる
爰ハ押坂部の史毛屎といふ人此計略をほのかきつけ
還し走り来りて守屋が耳もとへ顔さしよせて
けるハたゞ今群臣卿をうちてかやうくの手筈を旋
し卿のかへり路を断きんとし用心あるべしと耳語
ければ守屋これきいてうち驚るものもろりあへど
そのまゝ禁中と志のび出て我家へさへかへりぬと直ま
河内國阿都の別荘へぞひきとりける
阿都ハ地の名なり澁川郡あり守屋が知行所也今ハ迹部村といふ

上古の諸皇子のうちに徳ありて
壽の長なるを
御位につけたる

うゝて守屋の大連ハ阿都の別墅ハひきこもり一族をあつめて
軍の用意をなすと中臣の勝海もこが家ありてひそくハ
軍兵をあつめ守屋の加勢とせんをぞをかりける加旃
太子彦人皇子と竹田皇子との人々と作りて呪咀奉る
このふゝりの皇子ハ敏達天皇の御子にて天子ハも立
たふべき御器量もまゝうへこのとき既に彦人皇
子ハ用明天皇の東宮にてまゝせバかく呪咀奉りし
なり聖徳太子ハ御より僅ハ十六歳皇位ハ登りたまふ
心遣かもゆゑ呪咀もせざるなりこゝを以て守屋勝海

の目當ハ聖徳太子ハあゝざることをあるべしとるハ世
この時のいくさ聖徳太子と守屋との闘とおぼはるハ
日本紀と見ざるゆゑなり守屋が望てころハ朝廷と傾け
寶祚と奪んとするハあり更ハ佛法の興廢ハかりたる
ことハあゝと

このころ彦人皇子の薨たふこと日本紀ハいふが聖皇紀及ハ秘説
等ハいつハ守屋陰賊とつゝハ彦人皇子と弒ととり竹田皇
子ハ存命して守屋退治のいくさハも出たまへり
○書紀通證ハ舊史とひきて守屋の大連ハ物部の尾輿第三の子也
ひとわり荒勇強力して常ハ酒を嗜み穴穗部皇子と善

かろがゆゑふ用明天皇と廢したてまつりて元穗部の王とたてんと
謀り忠臣なる三輪逆とて賢君たる彦人皇子を弑し朝廷を
傾け寶祚を奪はんとして城をきづきて兵をあつむこれ小依て
推古天皇より詔ありて崇峻天皇小誅され畢ぬ累代功勳の家此
とき小つひふ衰ふといへり○きく同書小儒者ハ守屋が佛法をつぎ
ことを喜てその逆といへども釋氏ハ馬子のほとけを信じたるを愛
してその罪をかくそこれなその好ところハ辟史傳ふところ
ゆゑなり菅公の類聚國史ハ元穗部皇子小守屋と附ある
蘇我馬子小蝦夷ハ鹿と附ある一て罪人の部ハ書入たまふは
其見固卓々なりといへり

中臣の勝海つゞくともひけるハ守屋ハ天晴武勇の

大將なれども群臣の中ハこれより外ハ加勢ある人もなり
そのうへ既ハ朝敵の名とけられ今ハ討手の官軍と
さしむけられんもさかりごとく我ハ一旦矯りて
太子彦人皇子小降参しいうふもあて命と全くせん
ものごとである夜ひそふ彦人皇子のまゝ水派
の宮小まわりてそれ素より朝廷に對してあて
不忠と存ぜざるといへども圖らざるも守屋がため誘れ
彼小方人せしこと今さう先非とくゆれども及ぐ
ねがひハ皇太子の仁惠をもつて臣が罪と宥れたまふ

向後けうこうをあらうて忠節ちうせつとてげむべしと詞ことばと
巧たくみうてまうーあげられ太子たいし彦人ひこひととて御側みがわふ
在ありあふ人ひともこれをきく者もの勝海かつみが臆病おくびやうもの
昨日きのうも今日けふも現げんふ皇太子きうたいしとのろひ奉り
今宵こんしハ打うてうりてあわくとしふ来て降参かうさんとてふも
一旦いつたん難なんとのづれんたちの謀計ぼうけいなるべしされどもいま
用明天皇もちみんてんの御惱みなるもあもくす折をりなれば
帝都ていとのうち穩おんやうなると若も叡聞えいもんも達たつしなぞ御
惱なるのうへの御みものおもひとなりて玉體ぎんたいいよく危あやふる

迹見赤橋あとみあかばし
彦人皇子ひこひとみこのかられ
たすへ後のち聖徳せいとく
太子たいしの御附みづきとて
たぐひなき大功たいこう
あり

べし偽いつはりもせよ欺あやむふもせよ勝海かつみが左ひだりこそまうさといふひの
ことなれとてとて勝海かつみと御前ごぜんふめされころころも
これまでの罪咎つとがとゆるしなまひければ勝海かつみハ雀躍さくごつちて
大おほまうさこび直ただ御暇みひままうしてこの宮みやとて退あひぞきける
こゝ迹見赤橋あとみあかばしといへる勇士ゆうしあり元来げんらい禁裏きんりの舍人しやにん
なれどもこのとき彦人皇子ひこひとみこの御附みづきとして此宮このみやに
つめあさるが最前さいぜんより勝海かつみがいつりて飾かざりて媚諛めいげんと
片腹かたはらいさきことふおもひ嚙くはとちて居かたりしが勝海かつみの
退あひぞかへるをもちて御前ごぜんふりてまうしけるハ中臣勝

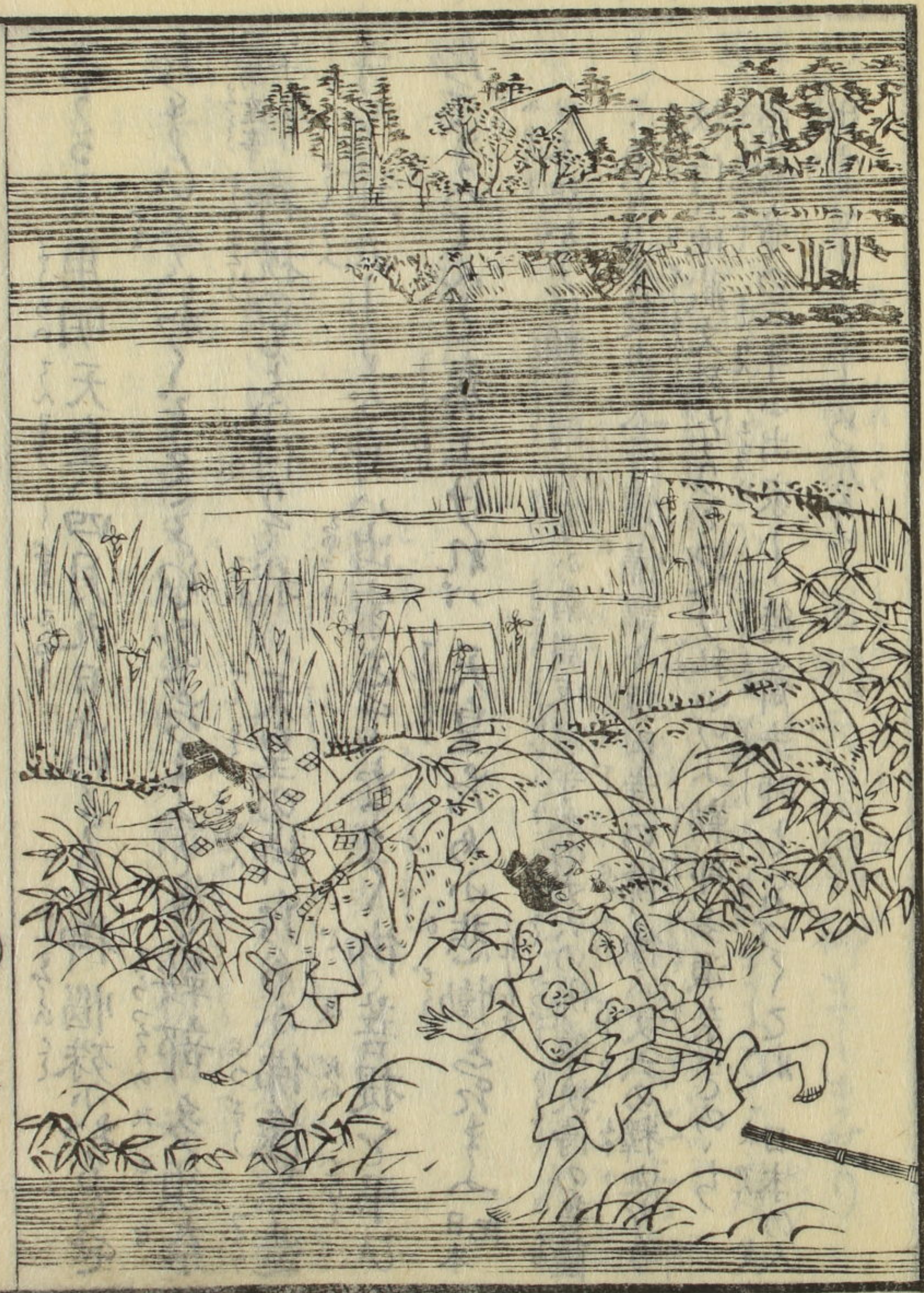
海先ふ皇太子とのろひたてまつりいまハ事の遂
 ぐこゝろをまつていつつて降参もこれ罪ふつこ
 かゝぬるの大罪なり以後朝敵の見ごころ斬きそ
 ごとらんものごと直さま太刀とて追驅たり勝海ハ
 ゆめふもそれといふとたゞ兩三人の奴僕をめぐつれ野中の
 こちを悠々とあゆめけるが背より聲をけてやれ
 まゝこれ一言まうさんと呼ぶものあり勝海ありかへり
 ろれバ名ふあゝ迹見赤檮なりこハ何事ぞと問ふまも
 ち赤檮ハ太刀と真向ふさゝかゞ勝海が頭上より

胴中までたゞ一刀ふぞ斬をなけける 以上日本紀取詮

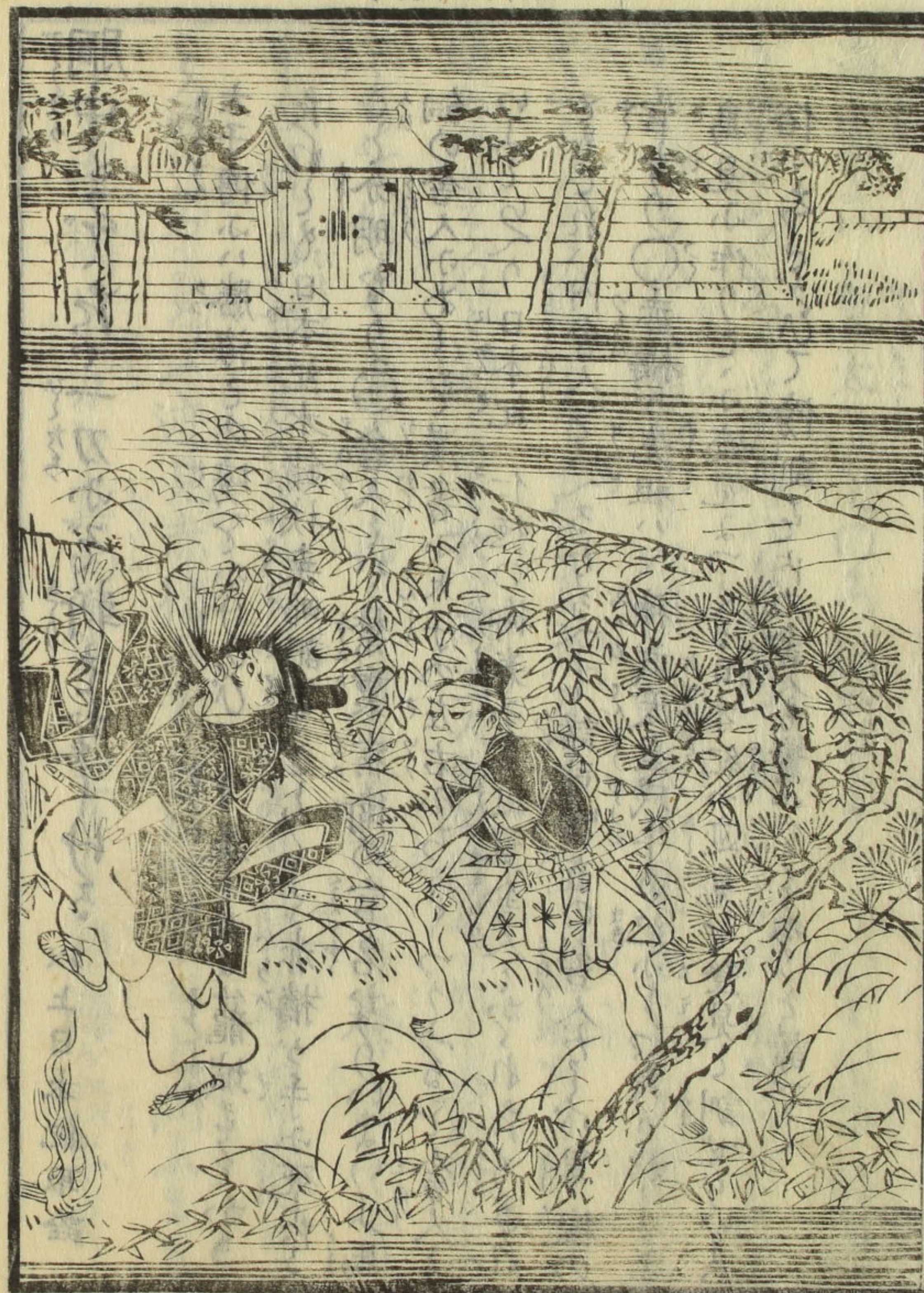
官位令と按ずる
 小大舎人頭ハ後
 五位舎人正八後
 六位舎人正八正
 八位なり

太子傳ハ勝海この場をふけのびて守屋と共に籠城とてかき
 たれども日本紀水鏡扶桑略記等こゝろ赤檮が手ハ死な
 こゝ分明なり○舎人ハ禁裏宿衛の官名なりいま馬
 飼の舎人ハあゝ漢書ハ天子の左右ハちうくつうと舎人と
 してなり日本紀仁徳の御巻ハ近習舎人と呼ばれたりこれ
 どもこれハ内舎人といへるなり諸司宿直の舎人ハ卑微の
 官なり○赤檮が先祖ハ神武天皇戊午の紀ハたかりかこ
 鳥見ハ作りこゝ迹見をつくる日本紀ハ迹見と登見と訓せりいまハ
 俗ハちうて傍訓と内舎人も實ハちうとねりと讀べし

口
天
專
卷
四



六十四卦入卦五
五十四卦入卦五
六十四卦入卦五
六十四卦入卦五



女
子
傳
卷
四

三十七

悲慟ひだりこころ杜子美つしめの
 いたる喜定きじやうの
 還て涙と拭ぬぐふの
 類るなり
 ○元政の卿山集げんせいのかうしんしふの
 法苑珠林ほふえんしゆりんと引て
 扶侍ふしだいの脇侍わきしだいなり
 いま脇立わきたちといふ
 たり

さうさふ用明天皇もちのみみみかみハ四月九日しがつくにちふりより御惱殊みなることふもらせ
 ちまひ今いまハかくぞとこいさせたまふとき鞍部多須奈くらつりのたご
司馬達等の子なり御枕みまくらのもと侍りて我われ 天皇てんかうの御みたちハ佛像ぶつざうと造つく
 寺てらと建立けんぎやうしとが身みハ出家しゆけさてながく御菩提みぼだいと弔さげひ
 たてまつると奏上そうじやうけれバ 天皇てんかうためハ悲慟ひだりとたまふ日本紀
 日本紀にほんぎおび類聚國史等るいこくしとうハ南淵坂田寺なんえんさかでんてら木の丈六ぢやうろくの佛像ぶつざう挟侍けさうしだいの菩薩ぼさつ
 これなりとり太子傳たいしでん備講びかうハ坂田寺さかでんてらの佛像ぶつざうハ丈六ぢやうろくの釋迦しやくぢやなり
 挟侍けさうしだいハ地藏文殊ぢざうもんじゆなりとり私わたくしハ鞍部多須奈くらつりのたごハこのち
 崇峻帝すうくんていの三年さんねんハ出家しゆけハ德齋法師とくさいほふしと名づくこれ 日本にほんの人
 出家しゆけせしとぞりなり

二十一年の御事
 用明天皇ハ四月九日ハ五十六町東南ハあり

つひふその日の黄昏くわんぐハ用明天皇もちのみみみかみ崩御くわんぐましませり
 聖徳太子せいとくたいしハ御みなげきふたむと絶たれりちまふこと度たいどハ
 かりかくて同年七月廿二日大和國十市郡おほのくにじふいちのく磐余池いわあし上の御み
 陵みづかハ葬うつたてまつり七年しちねんの後のち推古帝すいこていの元年げんねんハ河内國かはちのくに
 磯長いそちやうハ改葬かいそうたまへり
 この御陵みづかハいまの太子たいしの御廟ごびやうよりハ五六町東南ハあり
 帝王編年紀ていおうへんねんきハ是歳このとし 詔みことのみことばして 天皇てんかうの奉為ほうぎハ金
 剛寺かうてらをつくりめちまひまはりハ南淵なんえんの坂田寺さかでんてらこれ
 かりと云いふハ

推古帝の十四年
用明崩御より
二十年の後より

日本紀類聚國史等小推古天皇の十四年小近江國坂田郡の水田二十町と鞍部鳥の子多須奈小賜ふ鳥この田ともちて天皇の御ため小金剛寺をつくりいま南淵の坂田の尼寺といふと云はれたり彼と此と相似たるゆゑ世人おほくいひとんこおもへり大和志よも高市郡金剛寺ハ坂田村小あり舊名ハ坂田尼寺といふといひり云々れども多須奈よりて小佛像をつくりその身もすこ出家して推古帝の十四年よりて寺を立ざる理なり況や初の坂田寺ハ親多須奈の建立して用明天皇の御菩提ゆればかの丈六の佛像を安置し後の坂田寺ハその子鳥の建立して推古女帝の奉為られバ尼寺とせしむるなりかく御本願も兩帝よりて建立の人も親子よりてなればむろハ坂田寺二箇寺ありしといひたりすこ小帝王編年紀用明崩御の紀小詔して金剛寺

とつてあむといひり云々るもハ坂田尼寺ハ推古天皇の恩賜をもつて鳥が發願して建立せし寺なれば詔して建させたまふといひ小いあむとこの差別と云々考ふべし

よりや守屋の大連ハ勝海の死したることとつて云々て斯てハ大望なりがハ一事づ事とのむして身の無難と云々り時節と云々ちて起さんふ云々て河内國阿都の城より物部の八坂と大市の造小坂と漆部の造兄との三人を使として蘇我馬子の大匠のもとへまうしつういけるハそれ此頃河内の別墅ふひきこもる

ことさふ別儀ふあゝど我ふおつて聊も逆意なりと
いへども羣臣さだり小我を討んととかるがゆゑにまづ
身とちうどきて虚う實うを糾さんととるのとなり
ねがひは大臣このふと一同へつて和睦をたすへ
實しやう陳させけるされども馬子も佛法とこそ
信じたれ心のうち狡猾こといとおく守屋も劣らぬ
人品なればいづう守屋の詐ふあざむいれんや左あれど
表ふは異なき躰ふもてなりて程く返詞とまう
させて件の使をかへけるまう小守屋へてころ

穴穂部皇子小黨謀叛の企あること誰一人あゝぬ
ものもなうりければ群臣一同この和睦とまう
人さふわう於是守屋まう一の謀計をめぐ
ひさう穴穂部皇子のうへ使をたせて願くは皇子
淡路の洲小遊獵とる躰ふもてなりて都を出て我に
一味あたまくと申あうりけるこれハ今用明天皇崩御
まうしうへ東宮の疾人皇子さても引つぎて薨たまひ
あとの御代いさむ定まうむ群臣の途方くられたる
ときなれば穴穂部皇子と一手小なうりて不意ふこ

より逆寄さうせし一戦いっせん小接破もじやぶらんと計略けりやなり

私わたくし入り入いりいりこのとき佛法ぶつぽふいまだ盛さかんなりけるゆゑ天子てんしの諒闇りやうあんも殺生ころすと止とどまるほどのことになくともおもき御みつものとりかへて遊山ゆうさんなどの御催かみもよほハあるべしともおぼわさるるもかゝるまじめても穴穂部あなほべ守屋もりやが朝廷てうていと輕蔑かうへつせしこと計はかりあらべし

ちろろ小隱謀いんぎうちちもち彰あきれ蘇我馬子そがのうまこの大臣等だいにんら

炊屋姫尊かきやひめのみことの詔みことと受けてろろハ六月七日の夜佐伯連さへきつらね

丹經手にぶて士師連磐村そしつらね的いひやう臣真嚙あまのまぐひの三人さんめいをつらひて

穴穂部あなほべ皇子みこの宮みやとかくまづ衛士等えしどう高樓小登りたうどののぼり

皇子みこの卧ふしぬたまふところを襲おそひたてまつる皇子みこ驚おどろ

て起おきあがり樓はうよりちち偏室へんしつ小逃にげいんと志こころたまふ

あまのこの衛士えしあつまつり来て皇子みことと燭そとくと舉あて

誅ころしたてまつるこの夜宅部皇子やうべのみこもちたゞく誅ころされ

たまひける以上日本紀宅部皇子やうべのみこハ宣化天皇せんかてんの御み

子この穴穂部皇子あなほべのみこの御叔父おんしちちがれども稟性頑魯りやうせうこんろ小

あて人欲ひとよくまふひたまふゆゑ穴穂部皇子あなほべのみこられ天子てんしと

わづハ君きみと東宮とうきう立たちべしとのこまふ小惑まどされて常つねに

皇子みこ小黨くわうとたまふゆゑ同時おなとき小誅ころされたまふなり

桓武帝と柏原天皇といひ延喜のまがと醍醐天皇と稱奉るなり御陵の地名よりなる御称号なり

私わたくしの日本紀にほんぎの原註げんちゆ小宅部皇子やうべのみこハ檜隈天皇ひのくまてんの御子みこなりと
いふともて世よ小名なある書物しよぶつもことごとく欽明きんめいの御子みこと
註しよせりこれハ欽明天皇きんめいてんの御陵みくらうハ檜隈ひのくまの坂さか合あひとりふところハ立
させたまふゆゑ檜隈天皇ひのくまてんと欽明きんめいの御みこと心得こころえたるなり
然しかども御陵みくらうの地名ちめいと御稱みよな號ごう小よびたてまつるハ今の平安城やすらぎハ
萬代まんたい不易ふぎの都みやこと立ちまふる後のちのこととて上古おほみづうハ曾そうてな
ことなり愚按ぐあんさるハ宣化天皇せんけいてんハ檜隈廬ひのくまの入野いりのハ内裏ないりとな
たまひたれば檜隈天皇ひのくまてんハ宣化帝せんけいていの御事みことなるべし神皇正統紀じんかうしやうとうき
にいふハ代よとふ都みやことあつたため即すなはちその内うちの所ところ名なふよびなりと
といへり加之古事記このこと欽明きんめいの御卷みまきハ檜隈天皇ひのくまてんの御みむとめ石姫いしひめ
のこことを要もとりたまふと載のせられたれば檜隈天皇ひのくまてんといふハ宣化
帝ていのまうしゆとて論ろんと族しよざる處ところなり近世きんせいの學者がくしや古事記このことと

見ざることをされたり

扶桑略記ふさうりやくき小いそく 聖德太子しやうとくだいこれよりさき馬子大

臣じんと諫いさなてのこまはくこのふりりの皇子みこハ天子てんしの天倫

なりこれを殺ころさばその罪輕つみうちくくどと頻きん小ことめたまへども

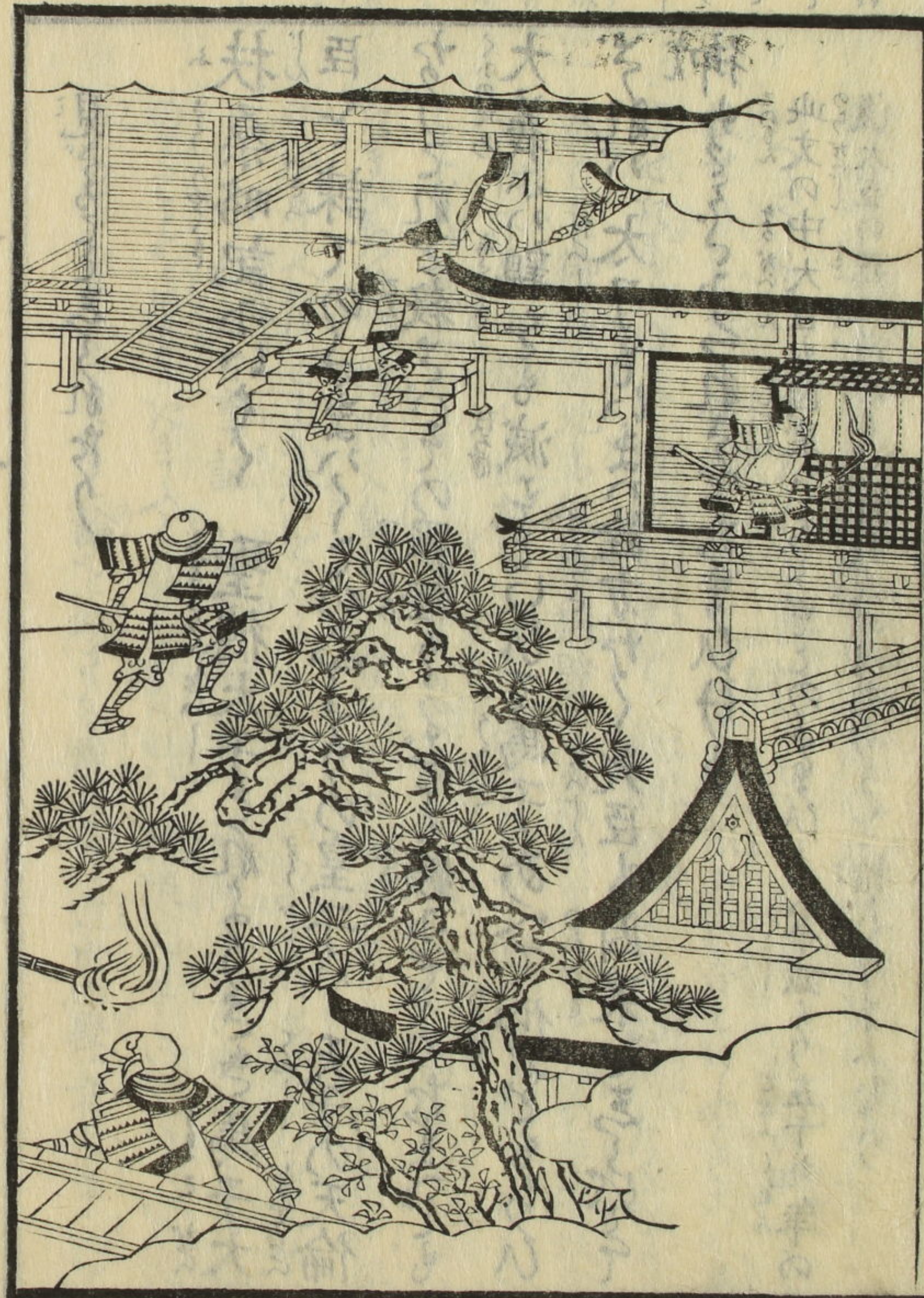
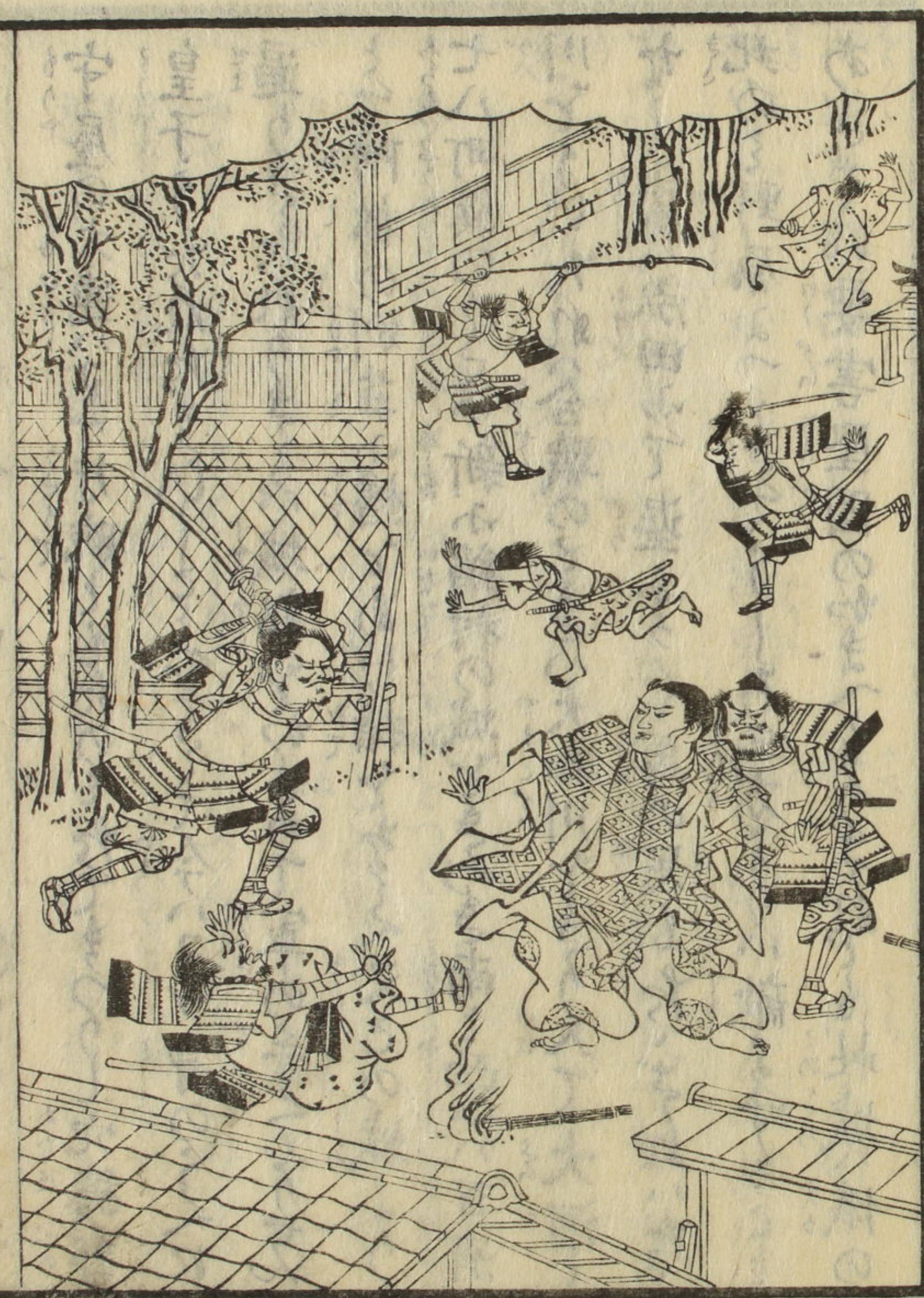
大義くわいのためハ親あやうきをも滅ほろすとといひて馬子うまこあへて仰あやせをもちひ

されば太子たいしもいま詮せん方うなく大臣だいじんも因果いんぐわとあらばとて

御みなごふられさせたまひける

此文このもんの中大臣ちゆうだいじんも因果いんぐわとあらざるとのこもいハ今茲ことしより五十九年ごぢゅうくねんの
後のち大臣だいじんの孫まご入鹿いらかのとき蘇我氏そがしハはろふるを指さしたまふなり

聖德太子しやうとくだいあ
かみ未然みぜんと
見徹みとほたまふこと
日本紀にほんぎにも
たり



守屋の大連ハコが片腕ともたのもちてまつりし穴穂部
皇子うたれたまひしことをきて今ハコが身のうへに
通りきたれりまづ城郭をかめて軍の手くざりせん
とて阿都の別荘小櫓とあげ楯とをさへ又この城より
七八町巽のうへ小新小稲村の城ときづき南と西ハ百濟
川とうけたれハ合戦のときハ大和川ときり入て大河と
なり東ハ泓田つて渥ふく馬の足もたぐされハた
北の野原よつぎきてうしろ三方よりハ敵よすること
あゝさハ要害堅固のかまへなりされども此城ハ俄の

取出ちられ四方ハあゝしく壁をめぐり内ハ折ふ
秋のもどめちられハ數萬束の稲をかりとりてかけ
かへる箭をふせぐ便と一かぬてハ兵糧のたもけとせり
因てこの城を稲村城といへり

ある人これを評じて稲をもて城をつくる敵より火を放ち
て攻るときハたもちもち害あるべしこの事不審といへり是
日本の古法とまづさるゆゑなり稲藁をもて垣とさへ箭を
ふせぐことこのときもせめて守屋がつくりたるハあゝと
日本紀ハ垂仁天皇の御代狹穗彦王のいづハ小稲をつくり
城をつくるその堅ことやふるべしとされハ稲城といふあり

雄略天皇の御ときも根使主といひ入いぬともちて
城をつくりたりしことも日本紀にみえたり愚按ざるに
本居宣長の古事記傳十三ふそも皇御國はるる物の事
も異國より優れるなるも稲はこふいふいふまで萬國に
とづれて美きハ神代よりふりき所由のあることとぞとくなど
おもひめぐせバこの邦の稲穂ハ
天照太神の恩賜なれば上代の人いふたりふ火をかくるなどの
こといせざるや日本紀 宣化帝の元年ふも黄金萬貫あり
そも饑と療もことあていざ白玉千箱ありとも何ぞよく冷と
もくはんあるがゆゑふ食物と天下の本とぞと 勅命ありしと
ありせられば玄古ふ稲とちふて寶しすることいまの世の
金銀ふたりむうのひとの正直一偏ふて五穀の恩と

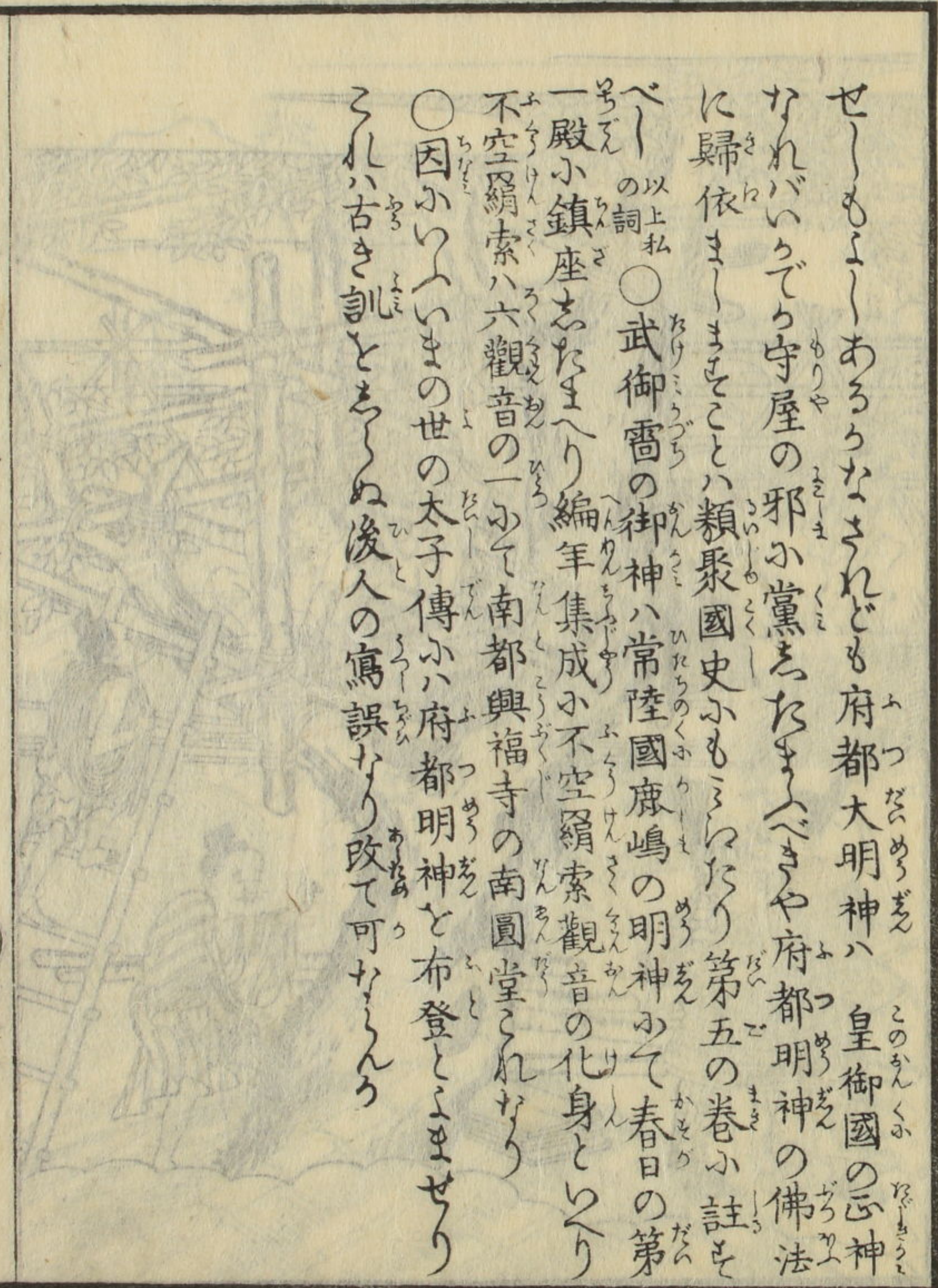
信州 信濃 古事記

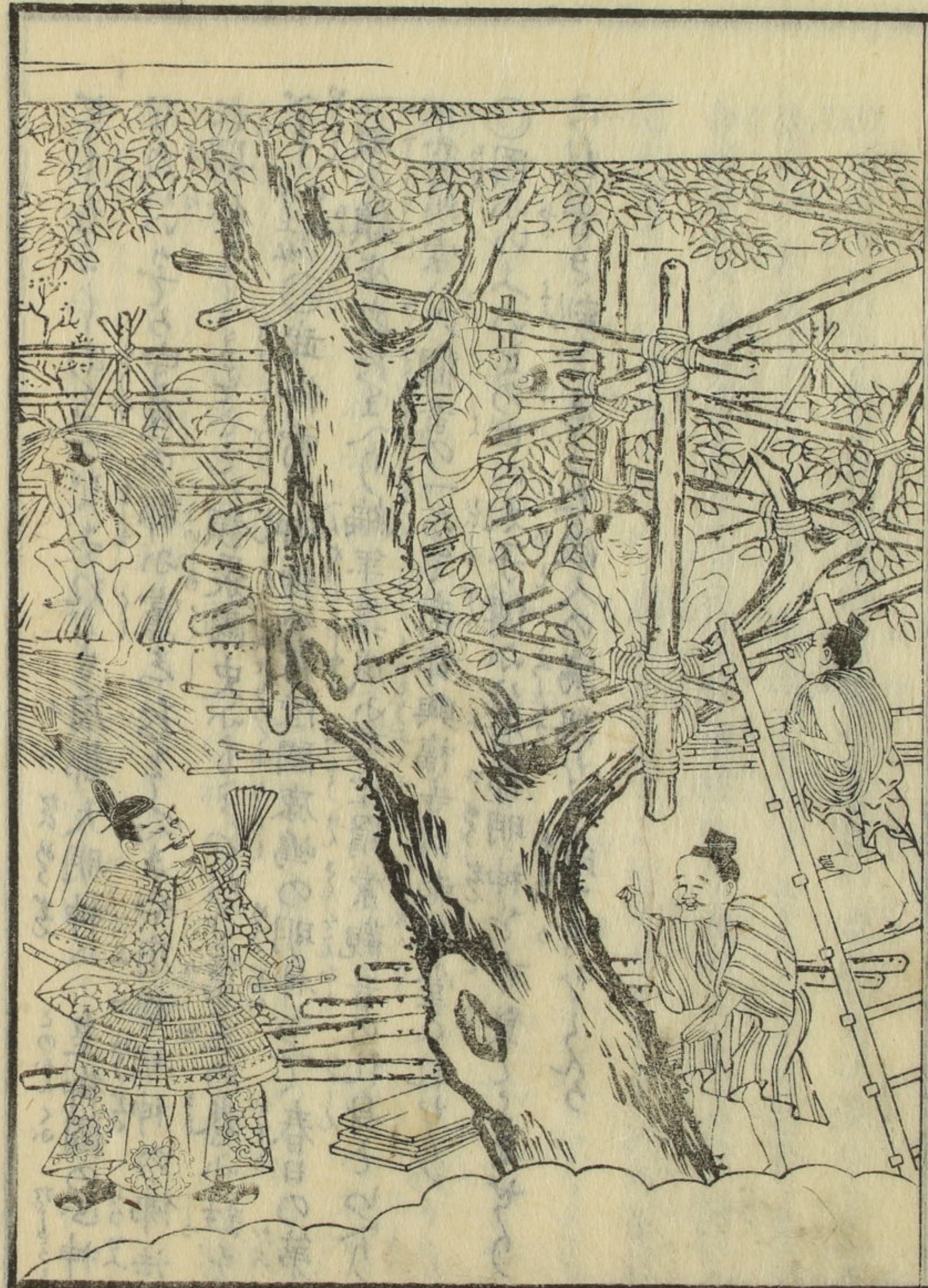
おもんざること今のことをもてハ付ぐ
○又このふらの城跡いまは現然たり阿都の城ハ澁川郡
いまの跡邊村の南五六町ありいなむの城跡ハ志紀郡いまの
北本村なりこの地ハ守屋ガ府都明神とまつりたることありて
今もなこの村の氏神として里の北にその社あり府都明神ハ
延喜式神名小大和國山邊郡石上小まきまき布留御魂の神社
とある是なりされども布留といハ地の名あて神の御名ふあは
古事記傳十八ふ布留てこといとい古ハ聞ゆれどもこれより其
地の名といへるものあて正しく神の名とさして布留の御魂とぞと
いへることも古ハいふにぞ聖徳太子傳曆ふも府都大明神といへり
あるれ布留といハ神の名の布都といはもとより別のことなりけん
と常ふ布留といハ地名のうとを普くいひわたりハて布留

主神ハ本尊と
 古事記傳に
 按ずるハ主神と
 神府とほく
 訓をこれ古
 訓なり

の神なりと云う神の名の布都とも語の通ふまゝ小混ハ一
 終小神名式のころハ布留の御魂ともいふやうなべと云ひま
 今の世この神宮のあるところハ布留村なり磯の上といふや
 こハいふハ石上といふが廣き名めてこの神のまゝ布留村
 のありも其内なりと後いふの一村の名小遺れるやうとも
 云ひ○この神宮の御正躰ハ神武天皇熊野の荒坂の津にて
 惡神の毒氣ふたやまされたまふとき武御雷の神より授けり
 たまふ布都の御魂の御刀と主神とて上代より種の神實
 かまひ兵器なども納置たまふ社なり舊事紀にいふゆる饒
 速日命の十種の神實も同くこの神府のまゝなりたれハ物
 部氏代これと掌て氏神とまつれるなり以上古事記傳
 ○饒速日命ハ物部氏の先祖なるゆゑ守屋持小この御神を信仰

せしもいふあるうなされども府都大明神ハ皇御國の正神
 かねばいづて守屋の邪ハ黨たまふべきや府都明神の佛法
 に歸依まゝとてことハ類聚國史ふもいふたり第五の巻小註
 べの詞以上私○武御雷の御神ハ常陸國鹿嶋の明神めて春日の第
 一殿小鎮座たまへり編年集成ハ不空羅索觀音の化身といひ
 不空羅索ハ六觀音の一めて南都興福寺の南圓堂これなり
 ○因かいついふの世の太子傳ハ府都明神と布登と云ふせり
 これハ古き訓と云ふね後人の寫誤なり改て可なりと云





守屋の大連いまだ朝敵のいろをあらう一族と奴軍
とをひきめて阿都稻村の兩城ふたてこもれ攝津
河内の兇賊ども雲霞のごとく馳集り官軍の来る
を今やかろくと待うけり

檀金靈像赫然光鍛火鐵鉅争得傷
暫待有縁潛水底大悲開化竟無量

善光寺如来繪詞傳卷四終

弘化四年秋七月此書前編稿本成矣是日
河州高井田寺大和上見寄一紙包剥封看
之乃聖德太子真像也而擎讀其添書曰
此是法隆寺所藏之摸也傳云往昔百濟國
太子阿佐来朝之日拜瞻吾聖德皇之
神姿超凡不堪感泣手寫其肖像二紙而貽
置一於本朝携歸一於百濟今法隆寶傳
者即其一也幸有當初聖皇所植靈樹
大乗木今現朽朶一片割為御衣木以摹尊
在機長聖廟

容二軀擬阿佐之先蹤奉安一于葛城山高
 貴寺寄納一于其寺者師其珍襲焉予於是
 拍掌曰嗚呼有之哉予有此撰未曾白大和
 上而今賜斯聖像豈偶然耶蓋是予之所撰
 述契佛天之真慮聖皇幸臨垂印可者非
 耶然則其来由不可不記且如冠劍衣服之
 製儼然上古儀容今猶親仰視也為慕彼德
 化者圖寫以貽云

相似頭陀卍空謹題



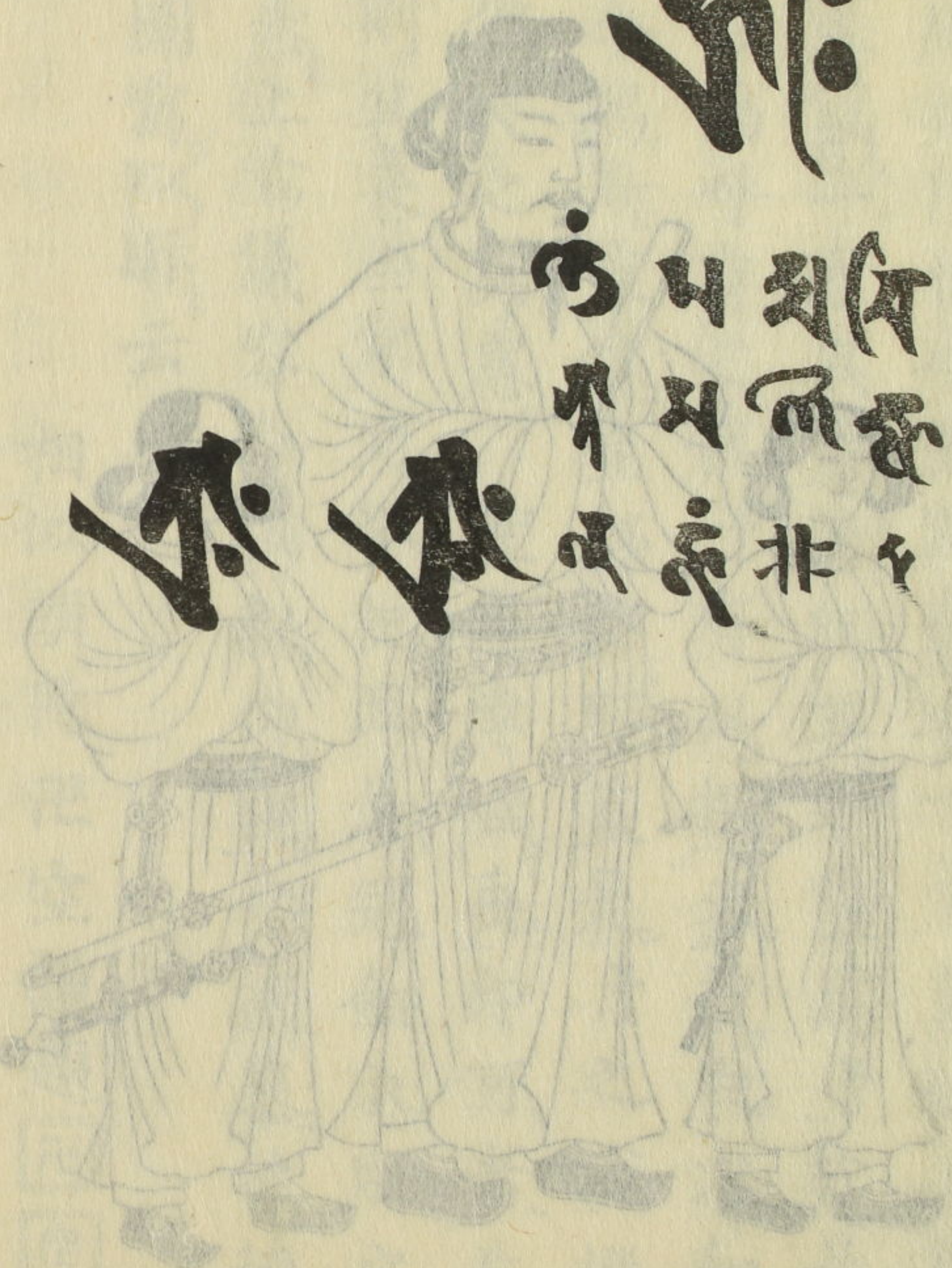
聖德太子
御本地之
真言也

兩脇侍之
種子也

阿彌陀佛

南無阿彌陀佛

本



如來傳卷四 聖德太子

慈鎮大僧正天王
寺の百首の
ませたまふら

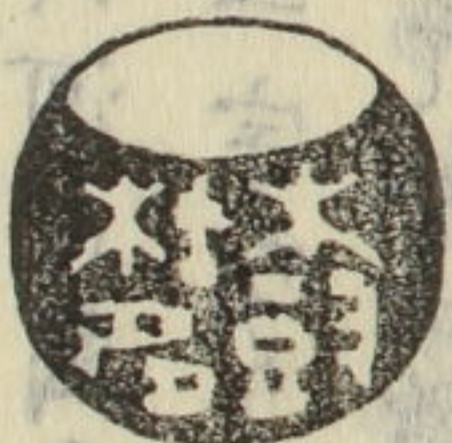
此云比丘
此云智幢
此云法樹
此云拜

南無阿彌陀佛

觀世音菩薩

阿彌陀佛

南無阿彌陀佛



此一紙者高井田寺大和上所筆
于皇太子寶龕也因臨書以贅

口來傳卷四 聖德太子

聖德太子傳曆曰百濟入法師造河内國高井田寺

補註いといふ高井田寺ハ河内國弓削莊の東北一里許ありいまハ小堂一字なり本尊觀音と云近世慈雲尊者再興して如法僧坊の律院となせり當主大和上より三代尊者面授の真弟なり正空いといふ禪學を濫吹とるも此師の光庇ふると云

善光寺如來繪詞傳前編終

井上永久謹刀

東叡山藏版

陳本伯

味泉氣致

製本所

江戸下谷廣徳寺前

和泉屋庄次郎

後編二卷
附録一卷

山藏

本室田川

彫工

自第一
至第三

京

井上治兵衛

第四卷

甲賀喜一郎

